

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市個人情報保護運営審議会
会 長 片 桐 直 人

答 申 書

令和4年10月13日付け高健予第2387号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

諮問件名	新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査に必要となる対象者リストの外部提供について
関係規定	高槻市個人情報保護条例第10条第2項第5号
業務名	新型コロナウイルス感染症対策事業
諮問課	健康福祉部 保健所 保健予防課
外部提供先	厚生労働省 健康局 結核感染症課 (受託事業者：株式会社サーベイリサーチセンター)
審議日	令和4年10月21日
審議結果	承認
内 容	
<p>新型コロナウイルス感染症については、無症状病原体保有者の存在などから、全ての感染者が診断されないため、これまでに診断された症例の累積報告数よりも実際の累積感染者数の方が多い可能性が指摘されている。また、ワクチン接種が広く普及している中でも、日本国民におけるワクチン接種により誘導された抗体の保有者数等を十分に調査・把握できていない。</p> <p>そのため、厚生労働省及び国立感染症研究所は、令和2年度から大規模な抗体保有率疫学調査（地方公共団体から提供を受けた住民の氏名、住所、性別及び生年月日のデータを一覧形式にしたリスト（以下「対象者リスト」という。）を基に、採血検査の協力依頼の案内状を送付し、協力に同意した者の採血検査・分析を行う調査（以下「本件調査」という。））を展開しており、国内における経時的な抗体保有率を把握することで、今後の疫学調査や新型コロナウイルス感染症対策に役立てることとしている。</p> <p>今般、厚生労働省及び国立感染症研究所から、令和4年度の疫学調査を実施するに当たり、本市に住所を有する者の中から、性別、年齢に応じて厚生労働省が定める抽出割合により無作為抽出した5,000人の対象者リストを提供するよう依頼されたところであり、本件調査に協力することは、本市における新型コロナウイルス感染症対策に資するものである。</p> <p>そこで、対象者リストを厚生労働省に外部提供しようとするところから、高槻市個人情報保護条例第10条第2項第5号の規定による外部提供を行うことについて、高槻市個</p>	

個人情報保護運営審議会に諮問されたものである。

本審議会は、本件を慎重に審議した結果、（１）本件における管理責任者を保健予防課長と定め、業務担当者を指名して限定すること、（２）対象者リストは暗号化及びパスワード設定を施した上でCDに保存して、パスワードは受託事業者に電子メールで別途送付すること、（３）住民基本台帳からの対象者リストの抽出、CDへの対象者リストの保存、対象者リストが保存されたCD（以下「オリジナルCD」）の本市内部での受渡し、受託事業者へのオリジナルCDの手交等の各作業段階において、必要事項を記録する管理簿を作成して個人情報の管理を徹底すること、（４）受託事業者へ手交するまでの間、オリジナルCDは所管課執務室内の施錠可能な保管庫等で保管するとともに、受託事業者へ手交する際には、管理簿に受取サインを徴取して管理すること、（５）受託事業者における保護措置として、①業務従事者を限定していること、②オリジナルCD、それを複製した記録媒体及びサーバ等に取り込んだ対象者リストを第三者へ提供する目的で使用しないこと、③本件調査の業務に必要な範囲を超えてオリジナルCD及び対象者リストを複写・複製しないこと、④オリジナルCDを受託事業者の業務拠点に移送する際は、貨物の追跡確認ができ、一般貨物と分離された専用機材を使用する安全性・確実性が高い輸送方法を採用していること、⑤オリジナルCDは、厚生労働省及び受託事業者間の本件調査に係る業務契約終了日（令和5年3月31日）まで、受託事業者が厳重に保管し、業務終了後は、受託事業者の業務従事者のうち、管理責任者の任にある者の立会いの下で物理的に破壊するとともに、その内容を保管簿に記録すること、⑥オリジナルCDから受託事業者の業務システムサーバに取り込んだ対象者リスト及びオリジナルCDの複製物についても⑤と同期間保管し、業務終了後は、確実に消去及び破壊するとともに、厚生労働省に対して「データ消去報告書」を提出し、本市にもその写しを提出すること、⑦個人情報の保護に関する法律及び高槻市個人情報保護条例を遵守することなど、適正かつ妥当な個人情報の保護措置が講じられることから、本件を承認するものである。

高健推第1253号
令和4年11月15日

高槻市個人情報保護運営審議会
会長 片桐 直人 様

高槻市長 濱田 剛史

高槻市個人情報保護運営審議会への審議事項について（諮問）

高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項の規定により、下記の件についてご審議いただきますよう諮問いたします。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 諮問件名 | 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について |
| 2 業務名 | 予防接種事務 |
| 3 条例の関係規定 | 高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項 |
| 4 諮問課 | 健康福祉部保健所健康づくり推進課、健康福祉部保健所保健予防課及び子ども未来部子ども保健課 |
| 5 諮問内容 | 別紙諮問書のとおり |
| 6 関係資料 | 資料 特定個人情報保護評価書（全項目評価書） |

諮問書

高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項に規定する
特定個人情報保護評価書に関する事項

諮問件名	「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
業務名	予防接種事務
諮問課	健康福祉部保健所健康づくり推進課、健康福祉部保健所保健予防課及び子ども未来部子ども保健課
特定個人情報ファイルの名称	予防接種情報ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱うシステム	① 健康情報管理システム ② ワクチン接種管理システム ③ ワクチン接種記録システム（VRS） ④ 団体内統合宛名システム ⑤ 中間サーバー
目的・理由	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく番号制度では、個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を保有する事務については、保有・利用に伴って生じるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずる内容等を、「特定個人情報保護評価書」に記載し、公表することとされています。</p> <p>また、特定個人情報保護委員会規則及び特定個人情報保護評価指針による「しきい値判断」の結果に基づき、対象人数が30万人以上の特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、「住民からの意見募集」及び「第三者点検」の実施が義務付けられています。</p> <p>予防接種事務については、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務を実施するに当たり、令和3年12月8日及び令和4年7月8日に基礎項目評価書及び全項目評価書を公表しました。今般、接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施にあたり、新たな特定個人情報の取扱いが生じることとなりました。これは、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる重要な変更になるため、改めて評価を行うとともに、令和4年9月20日から1か月間、パブリックコメントを実施したところです。</p> <p>このたび、パブリックコメント後の手続として、上記の「第三者点検」を実施するため、高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項として、高槻市個人情報保護運営審議会へ諮問するものです。</p>
処理概要	別紙「特定個人情報保護評価書」のとおり
保護措置	別紙「特定個人情報保護評価書」のとおり
備考	

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	予防接種事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるようなリスクを軽減するために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高槻市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和4年7月8日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

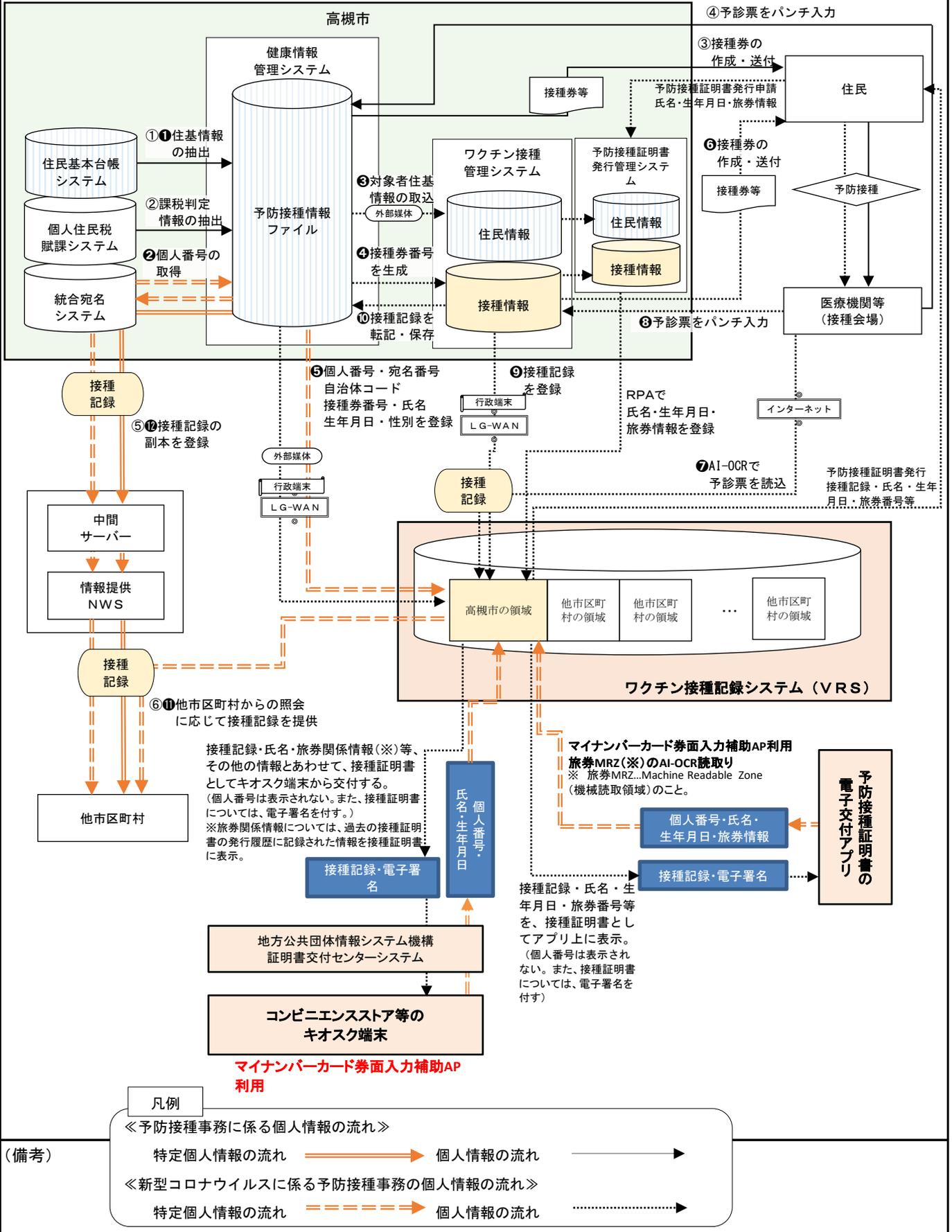
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	予防接種事務								
②事務の内容 ※	<p>公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、市内に居住する者を対象に予防接種法に基づく予防接種を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>特定個人情報については、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査、請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務を行うため、他市区町村との情報連携に用い、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関しては、実施内容を以下の手順で管理し、他市区町村との情報連携に用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 								
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上			
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
5) 30万人以上									
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	健康情報管理システム								
②システムの機能	予防接種対象者情報の作成と保存を行う機能 ・予防接種対象者となる住民情報の抽出 ・予防接種対象者リストの作成 ・予防接種対象者リストに付与する接種券番号の生成 ・通知書、証明書等帳票の発行 ・接種記録の保存 ・統計情報の集計、分析								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	ワクチン接種管理システム								
②システムの機能	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種管理を行う機能 ・接種券の発行と発行履歴の管理 ・予防接種に関する記録の保存及び管理								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (</td> <td>予防接種証明書発行管理システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (予防接種証明書発行管理システム)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (予防接種証明書発行管理システム)								
システム3									
①システムの名称	予防接種証明書発行管理システム								
②システムの機能	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行管理を行う機能 ・予防接種証明書の申請記録及び発行記録の保存及び管理								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (</td> <td>ワクチン接種管理システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ワクチン接種管理システム)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ワクチン接種管理システム)								

システム4									
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)								
②システムの機能	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録等の管理を行う機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種対象者や接種券発行の情報登録 ・接種記録の管理 ・転出／死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[] その他 ()</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									
システム5									
①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	<p>①宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>②宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。</p> <p>③中間サーバー連携機能: 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>④既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。</p> <p>⑤権限管理機能: 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[] その他 ()</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									

システム6～10									
システム6									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とひも付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住民基本台帳システム(以下、「既存住基システム」という)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 ()
[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()								
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種は適切な時期に適切な量を接種することで期待される効果を得られるものであり、予防接種事業を実施するためには予防接種対象者の接種履歴を把握しておく必要があることから、市区町村間の異動を伴う予防接種対象者の接種履歴や付随する情報を把握するために特定個人情報を取り扱う。
②実現が期待されるメリット	・転入する予防接種対象者の接種履歴を把握することができ、未接種者への接種勧奨が可能になるなど、接種率の向上が図られる。 ・実費徴収のある予防接種については課税区分を証明する書類が不要となり、減免申請者の負担が軽減される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3、115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム 健康福祉部 保健所 保健予防課 子ども未来部 子ども保健課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種の対象者
その必要性	予防接種記録を管理するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (接種回数、接種日、ワクチンメーカー、ワクチン製造ロット番号、接種会場)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報: 予防接種対象者を特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報: 予防接種対象者の特定及び未接種者への接種勧奨に使用するために保有 ・連絡先: 予防接種に係る緊急連絡のために保有 ・地方税関係情報: 予防接種に係る実費負担額算定のために保有 ・健康・医療関係情報: 接種記録の管理のために保有 ・その他: 接種記録の管理のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和3年6月8日
⑥事務担当部署	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム 健康福祉部 保健所 保健予防課 子ども未来部 子ども保健課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (LG-WAN回線(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に係る異動情報及び税情報を評価実施機関内の他部署から日次で入手 ・転入者本人からの申出、または住民基本台帳に係る異動情報により新たな予防接種対象者が確認される都度入手 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時に転出元市区町村に接種記録の照会が必要になる都度入手 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度入手 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度入手
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に係る異動情報等、評価実施機関内の他部署から入手する情報は予防接種事務を効率的に行うために必要な範囲で入手する。 ・予防接種実施の必要性を判定するため予防接種法施行令で作成を義務付けられた接種記録を入手する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種対象者の接種要件や接種履歴を正確に把握するため。 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するため。
	変更の妥当性 -
⑦使用の主体	使用部署 ※ 健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム 健康福祉部 保健所 保健予防課 子ども未来部 子ども保健課
	使用者数 [50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	
	情報の突合 ※	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。</p>	
	情報の統計分析 ※	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。</p>	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	転入者・転出者の接種券の発行	
⑨使用開始日		令和3年6月8日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> () 3) 件	<p><選択肢></p> <p>1) 委託する 2) 委託しない</p>	
委託事項1	健康情報管理システム運用保守		
①委託内容	システムの運用保守		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体	<p><選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
	対象となる本人の数	<p><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
	その妥当性	システムの安定稼働のため当該システムに関する専門知識を有する事業者に保守管理を委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満	<p><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	市ホームページに公開している本評価書の下記、「⑥委託先名」の項の記載から確認できる他、高槻市情報公開条例(平成15年7月16日条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認できる。また、行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認できる。		
⑥委託先名	株式会社両備システムズ		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない	<p><選択肢></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項2～5			
委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法第6条第1項及び附則第7条に基づき臨時に行う予防接種の対象者	
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))		
⑤委託先名の確認方法	市ホームページに公開している本評価書の下記、「⑥委託先名」の項の記載から確認できる他、高槻市情報公開条例(平成15年7月16日条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認できる。また、行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認できる。		
⑥委託先名	株式会社ミラボ		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項3		ワクチン接種管理システムへの接種記録登録業務
①委託内容		医療機関等の予防接種会場から提出された予診票(接種記録)を画像として保存し、記載内容をパンチ入力してワクチン接種管理システムでデータ化するとともに、整備したデータを基に予防接種証明書及び接種券を発行する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法第6条第1項及び附則第7条に基づき臨時に行う予防接種の対象者
	その妥当性	予防接種対象者の接種回数、その他予防接種に関する情報を記録管理する必要があるため。また、管理する接種記録を基に接種履歴を証明する必要があるため。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LG-WAN回線を用いた提供)
⑤委託先名の確認方法		市ホームページに公開している本評価書の下記、「⑥委託先名」の項の記載から確認できる他、高槻市情報公開条例(平成15年7月16日条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認できる。また、行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認できる。
⑥委託先名		株式会社両備システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託元から市に対して再委託の承認申請を行い、再委託の必要性和、個人情報保護について委託元と同等の措置を行うことを確認し、承認を行う。
	⑨再委託事項	予診票(接種記録)をスキャンし画像として保存する業務 予防接種記録証明書を発行する業務 接種券を発行する業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種情報ファイルに関する記録項目>

(1)異動事由、(2)異動日、(3)異動届出日、(4)宛名番号、(5)世帯番号、(6)カナ氏名、(7)漢字氏名、(8)通称カナ氏名、(9)通称名、(10)生年月日、(11)性別、(12)続柄、(13)住民になった事由、(14)住民になった日、(15)住民になった届出日、(16)住民でなくなった事由、(17)住民でなくなった日、(18)住民でなくなった届出日、(19)住定日事由、(20)住定日、(21)住定日届出日、(22)住民区分、(23)外国人判定、(24)国籍、(25)家族判定、(26)家族判定 順位、(27)特徴判定、(28)普徴判定、(29)所得割、(30)課税個人区分、(31)課税世帯区分、(32)保護者宛名番号、(33)個人用小学校区、(34)個人用中学校区、(35)携帯・PHS番号(個人用)、(36)転入前住所、(37)転出先住所、(38)住所コード、(39)町内会コード、(40)地番甲乙判定、(41)地番 本番、(42)地番 枝番、(43)地番 末番、(44)方書コード、(45)方書名称、(46)郵便番号、(47)小学校区、(48)中学校区、(49)保健推進委員、(50)民生委員、(51)電話番号、(52)FAX番号、(53)Eメール、(54)住所日本語、(55)総合登録番号、(56)送付用住所コード、(57)送付用郵便番号、(58)送付用丁番号、(59)送付用本番、(60)送付用枝番、(61)送付用末番、(62)送付用住所日本語、(63)送付用方書日本語、(64)送付用宛先氏名、(65)外国人住民日、(66)第30条45規定区分、(67)在留資格、(68)在留期間等、(69)在留期間等終了日、(70)在留カード等番号、(71)個人番号、(72)統合宛名番号、(73)接種コード、(74)接種回数、(75)接種・予診日、(76)更新情報 ユーザーコード、(77)更新年月日(西暦)、(78)更新時間、(79)健診結果、(80)接種日年齢、(81)年度末年齢、(82)基準日年齢、(83)受診時国保区分、(84)対象外判定、(85)接種判定、(86)混合接種何種、(87)請求日(月)、(88)実施医療機関、(89)接種番号、(90)接種会場、(91)問診医、(92)接種医、(93)所属、(94)Lot.No、(95)接種量、(96)発赤 反応長径、(97)発赤 反応短径、(98)硬結 反応長径、(99)硬結 反応短径、(100)二重発赤 反応長径、(101)二重発赤 反応短径、(102)所見、(103)判定、(104)精密検査結果、(105)抗体価検査、(106)特記事項、(107)未接種理由、(108)予診フラグ、(109)実施区分、(110)医師の判断、(111)肺炎球菌種類、(112)実費徴収区分、(113)接種済証交付有無、(114)65歳未満接種理由、(115)接種区分、(116)抗体検査方法、(117)抗体価、(118)抗体価単位、(119)抗体検査判定結果、(120)抗体検査番号、(121)抗体価範囲

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

(1)個人番号、(2)宛名番号、(3)自治体コード、(4)接種券番号、(5)属性情報(氏名、生年月日、性別)、(6)接種状況(実施/未実施)、(7)接種回(1回目/2回目/3回目)、(8)接種日、(9)ワクチンメーカー、(10)ロット番号、(11)ワクチン種類(※)、(12)製品名(※)、(13)旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、(14)証明書ID(※)、(15)証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム等における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	申請の際、身分証明書等の提示を求めて本人確認を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人から提出された個人番号と予防接種対象者情報を照合して真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。 ・特定個人情報の登録、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために当該処理を行ったもの以外の者が確認する等、必ず内容確認を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた場所に保管し、施錠管理を行う。 ・特定個人情報を記録した電子データの取り込み to 記録媒体を使用する場合は、定められた職員のみが作業し、作業が完了した後は速やかに記録媒体から電子データを消去する。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ アクセスできるように制御している。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 宛名システム、団体内統合宛名システム間の連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないよう、システム上でアクセス制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 他のシステムからアクセスできないよう制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われない。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する職員を限定し、職員ごとに必要な権限を付与してユーザIDを発行する。 システム端末へのログインにはIDカードとパスワードを、システムへのログインにはユーザIDとパスワードを用いて認証している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する職員を限定し、職員ごとに必要な権限を付与してユーザIDを発行している。 職員の異動または退職時にアクセス権限を見直し、不要なユーザIDを失効させる。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
アクセス権限の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する職員を限定し、発行するユーザIDごとに付与する権限を限定して管理している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	アクセス権限を付与する職員に個人情報の取り扱いについて周知している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・特定個人情報ファイルの複製権限は管理者のユーザIDに限定している。</p> <p>・システム端末へのログインにはIDカードとパスワードを、システムへのログインにはユーザIDとパスワードを用いて認証しており、管理者以外の職員が複製操作をすることはない。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 健康情報管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者の選定に際して、ISO27001またはプライバシーマークの認証を得ていることを条件としている。 ・委託契約において特定個人情報取扱特記事項を遵守させている。また、必要に応じて特記事項に基づく立入検査等を実施し、情報保護管理体制を確認する。 ・特定個人情報を取り扱う従事者を限定し、特定個人情報の保護に関する研修等を実施している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	特定個人情報の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	利用者及び利用機器を識別するID等のコード、利用日時、機能区分(ログイン、ファイルへのアクセス等)、アクセスや出力した情報の内容を保存し、分析を行う。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	本市の書面による承認を得て業務の一部を第三者に委託する場合を除き、特定個人情報の提供を認めていない。再委託を承認した場合は、委託先が再委託先に対し、委託先と同様の義務を負わせ、その遵守を監督する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱について定めた特定個人情報取扱特記事項を遵守するよう契約書に明記している。 ・特定個人情報を授受するときは本市が指定する手段により行い、その記録を受渡簿に記載する。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の消去をする場合は消去する項目、媒体名、数量、方法及び処理予定日を本市に申請し、消去を行った後は消去を行った日時、担当者名及び消去の内容を記録し、書面により本市に報告する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報の取り扱いに関する特記事項として契約書に以下の項目を明記している。 ①収集の制限②目的外利用・提供の禁止③漏えい、滅失、き損の防止等④個人情報漏えいの禁止⑤従事者の監督など⑥個人情報保護に関する誓約書⑦従事者への周知、罰則の教示等⑧作業場所⑨個人情報の授受、複製の禁止⑩記録媒体による成果物の表記⑪記録媒体等のセキュリティ対策、資料の返還⑫立入り検査、委託契約書の遵守状況についての報告、損害賠償、契約解除 など	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体の再委託は禁止しているが、一部の業務委託を許可する場合でも再委託先に対し、自らと同様の義務を負わせ、その遵守を監督する責任を負うことを契約書に記載している。 ・再委託を行う場合は、本市と委託先が協議したうえ、再委託先において、委託先と同程度以上のセキュリティ体制が確保できるとして本市が承認した場合のみ例外的に認めることとしている。 	

その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない			
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>・利用者を識別するユーザID等のコード、利用日時、機能区分(ログイン、ファイルへのアクセス等)、アクセスや出力した情報の内容を保存しており、特定個人情報ファイルの払出を確認できる。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・番号法、高槻市個人情報保護条例その他関係法令に基づき、提供の可否を判断する。</p> <p>・提供する情報は複数の職員で点検し、情報の正確性を確保する。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>(所定の手続きを経ずに提供するケースや必要以上の情報を提供してしまうケースを想定)</p> <p>・ユーザIDとパスワードによる認証を行い、特定個人情報ファイルの払出権限は管理者のユーザIDに限定して付与している。</p> <p>・システム端末へのログインにはIDカードとパスワードを、システムへのログインにはユーザIDとパスワードを用いて認証しており、管理者以外の職員が特定個人情報の払出をすることはしない。</p> <p>・提供する情報は複数の職員で点検し、情報の内容と提供先が適切か確認する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p> <p>転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、本市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>(提供する情報の項目・内容誤りや提供先の誤りを想定)</p> <p>・必要とする情報が必要とするシステムに確実に供給されるよう、予め定められた仕様による連携等、システム上の仕組みとして制御している。</p> <p>・紙での提供等を行う場合は複数の職員で点検し、送付先及び提供内容などを確認する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)を利用した個人番号及び接種記録の提供に関しては、本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>

- ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。
- ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(特定個人情報を扱う職員以外が情報を提供してしまうケースを想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDとパスワードによる認証を行い、特定個人情報ファイルの払出権限は管理者のユーザIDに限定して付与している。 ・外部記録媒体への書き出しは管理者のIDカードでシステム端末にログインした場合に限り可能となるよう設定しており、外部記録媒体については管理台帳で使用者を把握している。 ・特定の権限者以外は情報照会・情報提供ができないようアクセス権限を行う。また、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存する仕組みが整備された団体内統合宛名システムを経由して連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 ・情報提供の際は相手先とその妥当性について事前に検証し、不適切な方法で提供してしまうことを防止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう、また、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(特定個人情報を扱う職員以外が情報を提供してしまうケースを想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDとパスワードによる認証を行い、特定個人情報ファイルの払出権限は管理者のユーザIDに限定して付与している。 ・外部記録媒体への書き出しは管理者のIDカードでシステム端末にログインした場合に限り可能となるよう設定しており、外部記録媒体については管理台帳で使用者を把握している。 ・特定の権限者以外は情報照会・情報提供ができないようアクセス権限を行う。また、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存する仕組みが整備された団体内統合宛名システムを経由して連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 ・情報提供の際は相手先とその妥当性について事前に検証し、不適切な方法で提供してしまうことを防止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう、また、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(副本が更新されず古い情報を提供してしまうケース、提供先を誤るケースを想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供する特定個人情報の正確性を確保するため、適切な頻度で中間サーバーへの登録を行う。 ・提供する情報は複数の職員で点検し、情報の内容と提供先が適切か確認する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう、また、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p> ・データセンターは、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管している。 ・出入口には機械により入退室を管理する設備を設置している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・監視カメラや赤外線センサーにより出入口を監視している。 ・作業のためにデータセンターへ入退室する際は、不要な機器の持込みが無いことを確認したうえで入退室の許可を行っている。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にデータセンターを設置している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系消化設備を有した建物内にデータセンターを設置している。 ・入退室については、データセンター所管のセキュリティ管理者の許可を受けた者に特定している。 ・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤーを用いて管理するか、利用しない際は、施錠できる保管庫で保管している。 ・記録媒体等を消去する際は、ワイピングによる消去等を行い復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し、消去証明書を提出させる。 ・サーバー・端末機器・記録媒体等を廃棄する際は、ワイピング等による消去や、物理的に破損し復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し廃棄証明書を提出させる。 ・電磁的記録媒体等については、施錠可能な保管場所に格納している。 ・データベース等のバックアップを定期的に行っている。 </p> <p> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 </p> <p> <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 </p>	

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー及びパソコンにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウイルスへの対策を実施する。 ・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上不必要な通信については制限を行う。 ・パソコンへのソフトウェアインストールを禁止し、不正プログラムのインストールを防止する。 ・業務用パソコンの操作ログを取得、保存し、必要に応じて操作履歴を解析する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	(副本が更新されず古い情報を提供してしまうケースを想定) 適切な期間を定め、定期的に情報の更新を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	(使用しなくなった情報を不必要に保持して漏えいするケースを想定) ・高槻市文書取扱規程において定められた保存期間を経過し、文書廃棄の対象となった情報を物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じた上で消去及び廃棄する。 ・宛名システムや団体内統合宛名システムにおいては各主管システムが消去した際に自動連携で消去され、各システムの保有期限を経過したのも同様に扱うため、消去されずいつまでも存在するリスクはない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーにおいては、保存期限がその仕様上定められており、その仕様にあわせて消去される。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><本市全般における措置> ・年に1回、担当部署内において評価書の記載事項どおり運用がなされているか点検を実施する。 ・点検において不備が生じていることが明らかになったときは、速やかにその問題を究明し、是正する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><本市全般における措置> ・個人情報保護所管課及び情報セキュリティ所管課による内部監査を定期的実施する。また、改善が必要な場合は改善を求め、改善状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><本市全般における措置> ・入職時に特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須としている。 ・全職員を対象に、情報セキュリティについて、特定個人情報を含め定期的に研修を実施する。所管課でも別途、運用に即して研修を実施する。また、研修の実施にあたっては未受講者が出ないような措置(複数回開催する等)を行っている。 ・違反行為を行った者に対し、その都度指導をする。度重なる違反行為又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象とする。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>

3. その他のリスク対策

<本市全般における措置>

・個人番号の不正使用が発生した場合は、番号法第7条第2項の規定に基づき、該当者の請求により個人番号の変更を行うよう、市民課と連携して対応をおこなう。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高槻市総務部法務ガバナンス室 〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 電話:072-674-7322
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
特記事項	-
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付の場合はコピー代実費(1枚10円))
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル
公表場所	総務部 法務ガバナンス室
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市 健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム 電話:0120-090-555 Fax:072-674-7397 〒569-0052 高槻市城東町5番7号 高槻市 健康福祉部 保健所 保健予防課 電話:072-661-9332 Fax:072-661-1800 〒569-0096 高槻市八丁畷町12番5号 高槻市 子ども未来部 子ども保健課 電話:072-648-3272 Fax:072-648-3274
②対応方法	意見の申出等については、健康福祉部保健所健康づくり推進課新型コロナワクチン接種対策チーム、保健予防課又は子ども未来部子ども保健課にて相談、受け付けを行い、所定の様式に記載して処理を行う。意見の申出にあたっては、希望により匿名での受け付けも行う。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年8月23日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	高槻市意見提出(パブリックコメント)手続に関する指針に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。具体的には、市ホームページ上で意見公募する旨を掲載し、市ホームページ、所管課及び必要と認める施設での案の配架及び配布を行う。
②実施日・期間	令和4年9月20日～令和4年10月19日(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	-
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年12月(予定)
②方法	高槻市個人情報保護運営審議会による点検
③結果	-
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	ワクチン接種記録システム(VRS)	「予防接種証明書発行管理システム」を追加し以降の通番を繰り下げる	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
令和4年7月8日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	記載なし	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
令和4年7月8日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 法令上の根拠	健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
令和4年7月8日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	記載なし	図内に「予防接種証明書の電子交付アプリ」を追記し、それに伴う個人情報等の流れを追記。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
令和4年7月8日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	記載なし	図内に「予防接種証明書発行管理システム」を追記し、それに伴う個人情報等の流れを追記。	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(LG-WAN回線)	[○]その他(LG-WAN回線(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度入手	・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度入手	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。(番号法第19条第16号) 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) 	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	個人番号については本人の同意を得て入手する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取り扱いを委託する特定個人情報の範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O]その他(LG-WAN回線を用いた提供)	[O]その他((VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	医療機関等の予防接種会場から提出された予診票(接種記録)を画像として保存し、記載内容をパンチ入力してワクチン接種管理システムでデータ化するとともに、整備したデータを基に予防接種証明書を発行する。	医療機関等の予防接種会場から提出された予診票(接種記録)を画像として保存し、記載内容をパンチ入力してワクチン接種管理システムでデータ化するとともに、整備したデータを基に予防接種証明書及び接種券を発行する。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑨再委託事項	予診票(接種記録)をスキャンし画像として保存する業務 予防接種記録証明書を発行する業務	予診票(接種記録)をスキャンし画像として保存する業務 予防接種記録証明書を発行する業務 接種券を発行する業務	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
令和4年7月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	(10)ロット番号、(11)ワクチン種類(※)、(12)製品名(※)、(13)旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、(14)証明書ID(※)、(15)証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	指針に定める重要な変更該当しないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)には、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する情報以外は登録しないため、同システムを経由して必要な情報以外を入手することはない。	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p> <p>転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、本市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)を利用した個人番号及び接種記録の提供に関しては、本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)を利用した個人番号及び接種記録の提供に関しては、本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
令和4年7月8日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅳその他のリスク対策 3. その他のリスク対策 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加接種＞	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅴ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	高槻市 健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	事後	同上

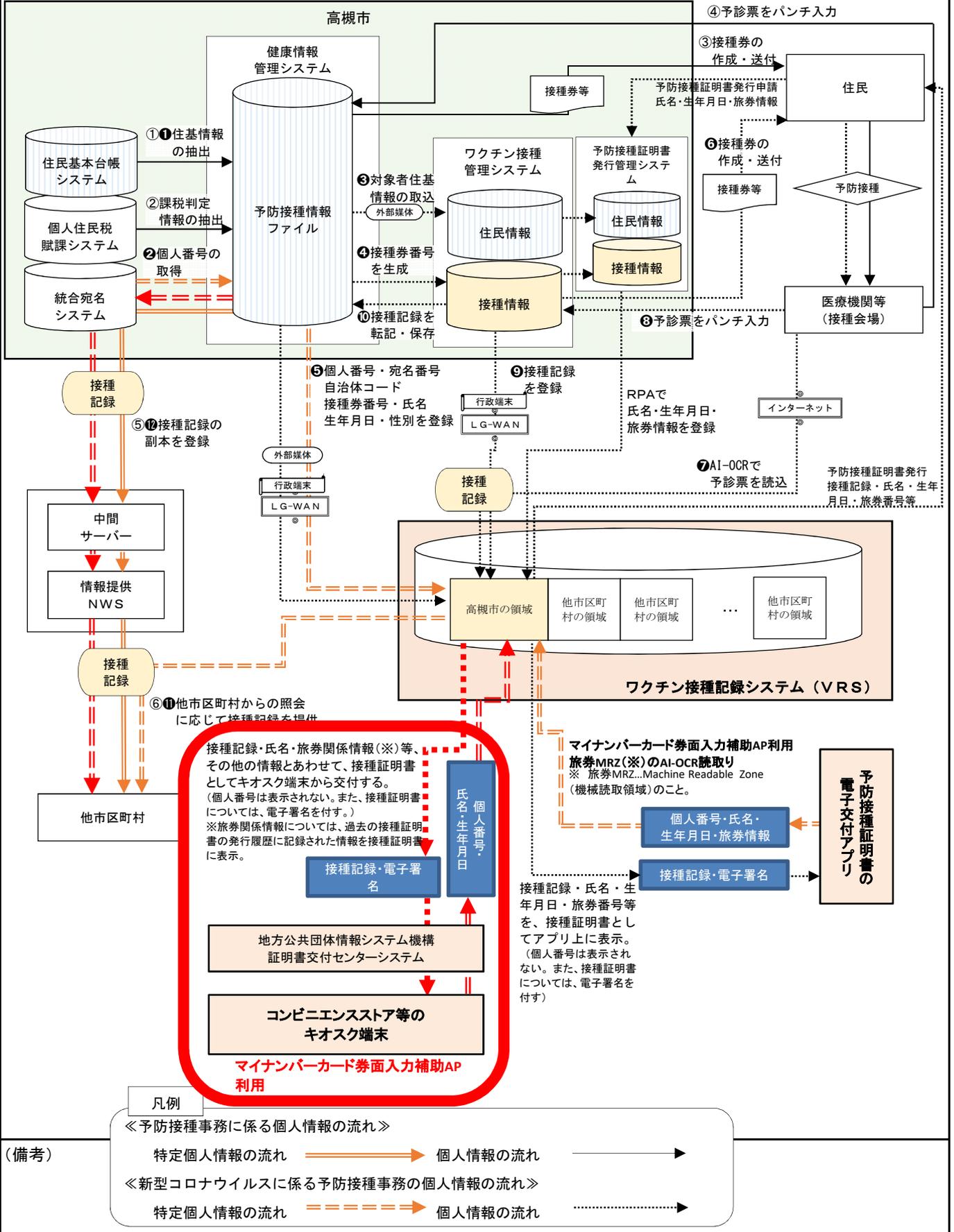
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	記載なし	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	記載なし	図内に新型コロナウイルスワクチンの接種記録の副本登録連携開始のため、特定個人情報の流れを追記	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	記載なし	図内に予防接種証明書のコンビニエンスストア等での自動交付を追記し、それに伴う個人情報等の流れを追記。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(LG-WAN回線(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	[○]その他(LG-WAN回線(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	同上
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	同上
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取り扱いを委託する特定個人情報の範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	[O]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	同上
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	同上
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事後	同上
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	同上
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事後	同上
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	同上
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。	事後	同上
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	同上

(別添1) 事務の内容



高市市第1577号
令和4年11月30日

高槻市個人情報保護運営審議会
会長 片桐 直人 様

高槻市長 濱田 剛史

高槻市個人情報保護運営審議会への審議事項について（諮問）

高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項の規定により、下記の件についてご審議いただきますよう諮問いたします。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 諮問件名 | 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について |
| 2 業務名 | 住民基本台帳事務 |
| 3 条例の関係規定 | 高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項 |
| 4 諮問課 | 市民生活環境部市民課 |
| 5 諮問内容 | 別紙諮問書のとおり |
| 6 関係資料 | 資料1 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）
資料2 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
別紙1-1 証明書発行の流れ（現行）
別紙1-2 証明書発行の流れ（コンビニ交付システム再構築後）
別紙2 コンビニ交付システム再構築に伴う「(別添1)事務の内容」の変更 |

諮問書

高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項に規定する
特定個人情報保護評価書に関する事項

諮問件名	「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
業務名	住民基本台帳事務
諮問課	市民生活環境部市民課
特定個人情報ファイルの名称	① 住民基本台帳ファイル ② 本人確認情報ファイル ③ 送付先情報ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱うシステム	① 既存住民基本台帳システム ② 住民基本台帳ネットワークシステム ③ 中間サーバ ④ 団体内統合宛名システム ⑤ コンビニ交付システム
目的・理由	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく番号制度では、個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を保有する事務については、保有・利用に伴って生じるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずる内容等を、「特定個人情報保護評価書」に記載し、公表することとされています。</p> <p>また、特定個人情報保護委員会規則及び特定個人情報保護評価指針による「しきい値判断」の結果に基づき、対象人数が30万人以上の特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、「住民からの意見募集」及び「第三者点検」の実施が義務付けられています。</p> <p>これまで住民基本台帳事務については「住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」を作成し、平成28年11月21日付で公表しましたが、今般、コンビニ交付システムの再構築を行うことに伴い、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容が変更されます。これは、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる「重要な変更」にあたることから、改めて評価を行うとともに、令和4年10月3日から約1か月間、パブリックコメントを実施したところです。</p> <p>このたび、パブリックコメント後の手続として、上記の「第三者点検」を実施するため、高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項として、高槻市個人情報保護運営審議会へ諮問するものです。</p>
処理概要	別紙「特定個人情報保護評価書」のとおり
保護措置	別紙「特定個人情報保護評価書」のとおり
備考	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高槻市 住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

高槻市長

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政事務を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムである住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除若しくは記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号の変更</p> <p>※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「番号省令」という。)第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)により機構が行う事務が定められている。そのため、当該事務においては、事務を行う機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none">・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none">・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載事項)

法令上の根拠

- ・第8条(住民票の記載等)
- ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)
- ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
- ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
- ・第22条(転入届)
- ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
- ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の10
(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- ・第30条の12
(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活環境部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市 総務部 法務ガバナンス室 電話:072-674-7322 ファックス:072-674-7837
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市 市民生活環境部 市民課 電話:072-674-7067 ファックス:072-661-6666

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「番号省令」という。)第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)により機構が行う事務が定められている。そのため、当該事務においては、事務を行う機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年12月31日	令和3年12月31日	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年12月31日	令和3年12月31日	事後	

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高槻市 住民基本台帳事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

高槻市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容 ※	<p>市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政事務を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムである住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除若しくは記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号の変更</p> <p>※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「番号省令」という。)第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)により機構が行う事務が定められている。そのため、当該事務においては、事務を行う機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[30万人以上]</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	<p>1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能</p> <p>2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能</p> <p>3. 住民基本台帳の削除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を削除(住民票を除票)する機能</p> <p>4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能</p> <p>5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書等の各種帳票を発行する機能</p> <p>6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能</p> <p>7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、府、他自治体と住基ネットを通じ連携する機能</p> <p>8. 法務省への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う機能</p> <p>9. 戸籍システムとの連携 住民票の記載等に応じ、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能</p> <p>10. コンビニ交付システムとの連携 住民票等の各種証明書に記載する情報をコンビニ交付システムと連携する</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (コンビニ交付システム)</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバ(中間サーバ端末含む))	

システム5

①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 既存システム連携機能 住民票等の各種証明書の記載事項に変更更新規作成が発生した場合に、既存業務システムからデータを受信し、各種証明書に記載する情報を更新する。 2. 証明書発行機能 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、住民票等の各種証明書データを作成し、送付する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (戸籍システム、証明書交付センター)

3. 特定個人情報ファイル名

- (1) 住民基本台帳ファイル
- (2) 本人確認情報ファイル
- (3) 送付先情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	1) 住民基本台帳ファイル ①住基法に定める住民基本台帳の整備、正確な記録及び記録の管理等を行うため。 ②番号法に定める個人番号とすべき番号の生成要求及び個人番号の指定を行うため。 (2) 本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。 ③申請・届出の際に提示された個人番号カードを用いた本人確認を行う。 ④個人番号カードを利用した転入手続を行う。 ⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 (3) 送付先情報ファイル 市町村が個人番号を指定した際は全付番対象者に個人番号を通知するものとされており(番号法第7条第1項)、通知方法としては番号省令第7条により規定された事項が記載された個人番号通知書を送付する方法により行うものとされている。 個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付については機構が行うとされており、機構が該当事務を処理するのに必要な情報を提供する。(番号省令第23条の2、第36条)
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民/住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
--------	--

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	

7. 評価実施機関における担当部署

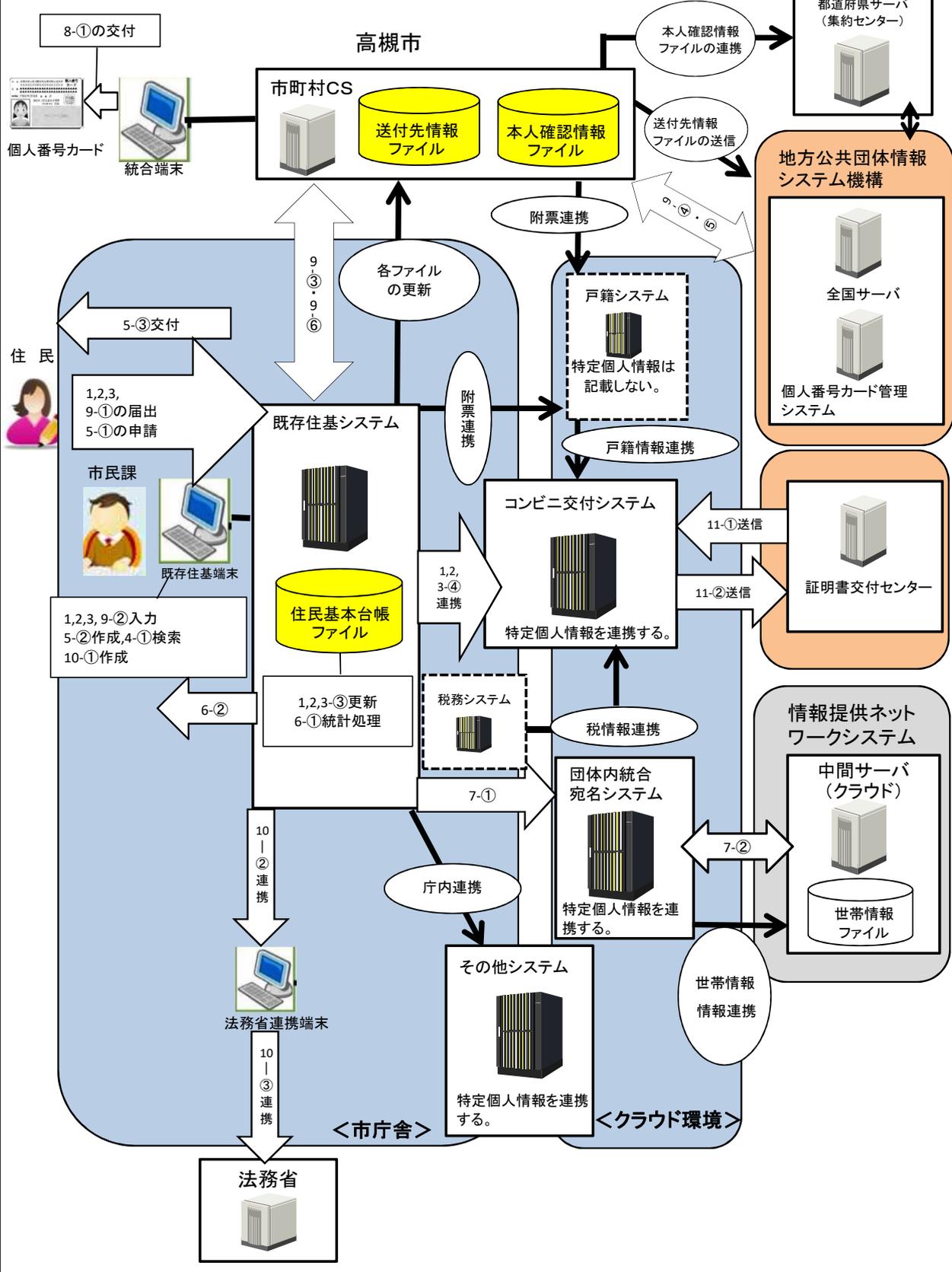
①部署	市民生活環境部 市民課
②所属長の役職名	市民課長

8. 他の評価実施機関

--	--

(別添1) 事務の内容

「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

1. 住民基本台帳の記載に関する事務

- 1-①住民より転入、出生等の届出等を受け付ける。
- 1-②既存住基システム端末に異動情報の入力をする。
- 1-③住民基本台帳ファイルを更新する。
- 1-④更新した住民基本台帳ファイルの情報をコンビニ交付システムへ連携する。

2. 住民基本台帳の記載変更に関する事務

- 2-①住民より転居等の届出等を受け付ける。
- 2-②既存住基システム端末に異動情報の入力をする。
- 2-③住民基本台帳ファイルを更新する。
- 2-④更新した住民基本台帳ファイルの情報をコンビニ交付システムへ連携する。

3. 住民基本台帳の削除に関する事務

- 3-①住民より転出、死亡等の届出等を受け付ける。
- 3-②既存住基システム端末に異動情報の入力をする。
- 3-③住民基本台帳ファイルを更新する。
- 3-④更新した住民基本台帳ファイルの情報をコンビニ交付システムへ連携する。

4. 住民基本台帳の照会

- 4-①.4情報の組合せや個人番号をキーワードとして、既存住基システム端末より住民基本台帳を検索する。

5. 帳票の発行に関する事務

- 5-①住民より住民票の写し等の交付申請を受け付ける。
- 5-②既存住基システム端末を操作し、該当証明書を作成、発行する。
- 5-③発行した住民票の写し等の証明書を住民に交付する。

6. 住民基本台帳の統計

- 6-①既存住基システムにて各種統計処理を行う。
- 6-②既存住基システムより各種統計情報を出力する。

7. 情報連携

- 7-①団体内統合宛名システムへの個人番号を含む世帯情報等の連携処理。
- 7-②.情報提供ネットワークシステムの中間サーバへの符号を用いた情報連携。

8. 個人番号カード交付に関する事務

- 8-①.個人番号カードの窓口交付事務。

9. 個人番号生成要求、変更要求に関する事務

- 9-①住民から出生の届出又は個人番号変更等の届出等を受け付ける。
- 9-②.既存住基システムから個人番号の生成電文の作成を行う。
- 9-③.既存住基システムから、CSに対し、通知を行う。
- 9-④.CSから機構の個人番号管理システムへ個人番号の生成要求を通知する。
- 9-⑤.機構の個人番号管理システムから生成された個人番号がCSへ通知される。
- 9-⑥.CSにて受領した個人番号を、既存住基システムに登録する。

10. 法務省への通知事項の作成

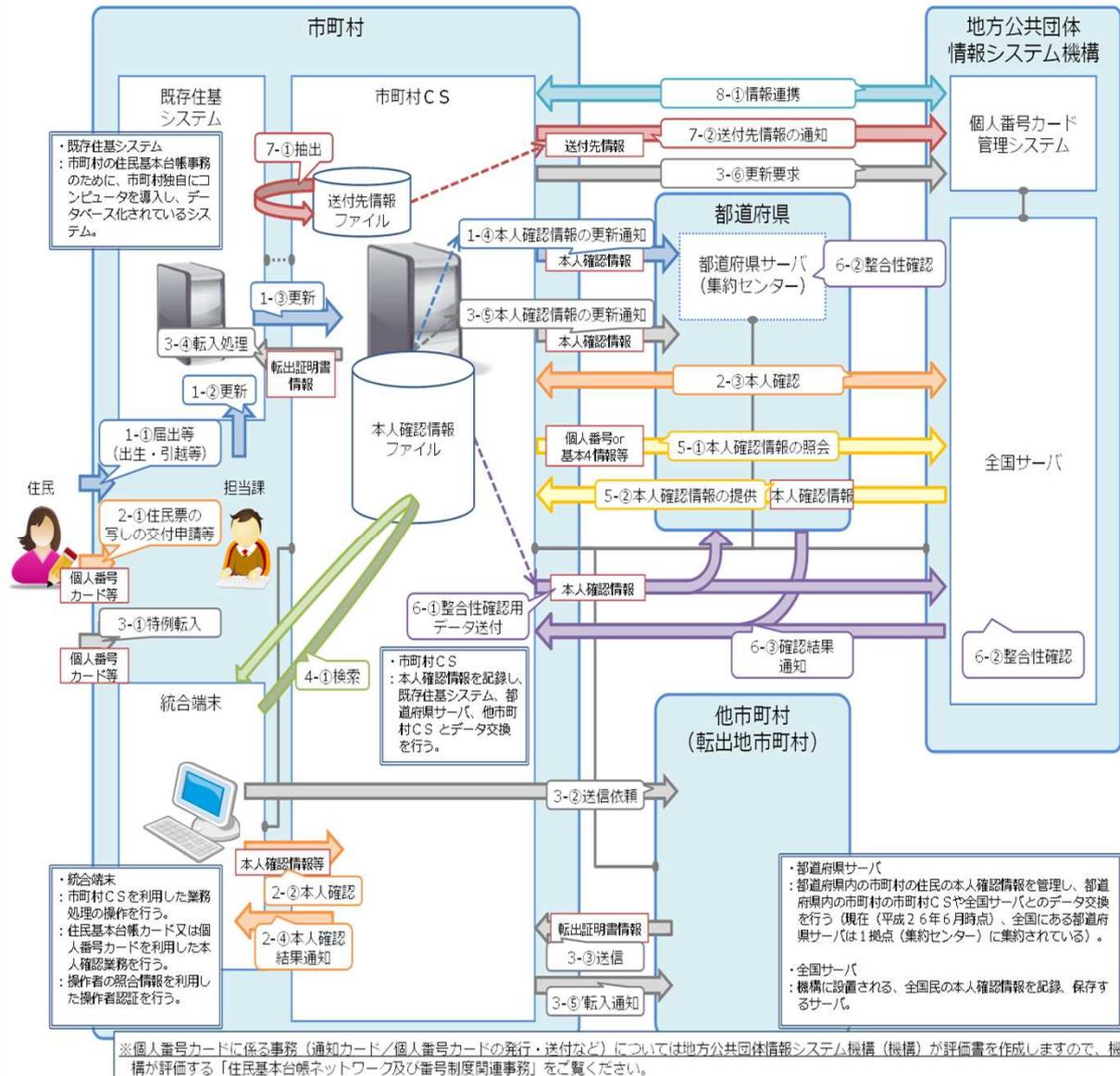
- 10-①.既存住基システムにて外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を作成する。
- 10-②.既存住基システムから法務省連携端末に外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を連携する。
- 10-③.法務省連携端末を通じて法務省と連携する。

11. コンビニエンスストアにおける証明書交付事務

- 11-①.証明書交付センターからコンビニ交付システムサーバに申請情報を送信する。
- 11-②.コンビニ交付システムから証明書交付センターに各種証明書のPDF形式データを送信する。

(別添1) 事務の内容

「(2) 本人確認情報ファイル」及び「(3) 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 1-②.市町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
- 1-③.市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④.市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 2-②.③.統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④.全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認情報結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-①.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- 3-②.統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。
- 3-③.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-④.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥.転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-①.住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5. 機構への情報照会に係る事務

- 5-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-①.市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③.都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務

- 7-①.既存住基システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-②.個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-①.個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)※住民基本台帳に登録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「削除者」という。)を含む。
その必要性	住基法第3条の規定に基づき、市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録を行うことにより、住民に関する記録が適正に行われるように必要な措置を講ずることと定められている。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住基法第7条(住民票の記載事項)にて住民票に記載すべきものとなっている。 ・その他識別情報(内部番号)は、対象者を正確に把握することを目的とし、既存の庁内連携システムのキーワードとして使用しているため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月1日
⑥事務担当部署	市民生活環境部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度	転入、入国等の住民異動届及び出生、国籍取得等の戸籍届の申請を受けた都度とする。	
④入手に係る妥当性	住民に関する記録は、住基法及び同施行令に規定される届出及び記載等によるものとされている。	
⑤本人への明示	住基法第7条第8号の2において明示されている。	
⑥使用目的 ※	住民の居住関係の公証のため、住民基本台帳ファイルにおいて当市の区域内の全ての住民の情報を保有することで、住民に関する記録を正確かつ統一的にを行い、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民生活環境部市民課(各支所を含む)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民管理に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・住民の正確な記録を所持し、本市住民の基礎データとして他部署業務にて活用する。 2. 証明書発行による公証事務 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しを始めとした証明書発行を行い、住民の公証書類とする。 3. 庁内関係各課への情報連携 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法で定められた事務に対する住民基本台帳情報の提供を行う。 4. 住基ネット連携 <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の送信、個人番号の取得及び送付先情報の送信をする。 ・本市と他市間で転入通知の送受信を行う。 5. 情報提供ネットワークシステム連携 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯情報の提供を行う。 6. 附票連携 <ul style="list-style-type: none"> ・本市が本籍地である者の附票データを、ホストを経由して戸籍システムへ記録する。 	
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード、通知カード若しくは個人番号通知書とその他本人確認書類で突合を行う。 ・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う。
	情報の統計分析 ※	個人番号を用いた人口統計及び統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし
⑨使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	システムの運用保守業務(庁内全体の電算運用の一部)	
①委託内容	既存住基システムの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	既存住基システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (特定の既存住基システム端末の直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	高槻市情報公開条例(平成15年7月16日 条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認ができる。 行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社 日立製作所 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	電子計算機システムのオペレーション業務委託	
①委託内容	既存住基システムにて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	電子計算機システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [<input checked="" type="checkbox"/>]その他 (電算機室内にて電子計算機システムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		高槻市情報公開条例(平成15年7月16日 条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認ができる。 行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認ができる。
⑥委託先名		株式会社 日本ビジネスデータプロセッシングセンター
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		コンビニ交付システムのサービス利用
①委託内容		コンビニ交付システムの開発・保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	コンビニ交付システムと既存住基システムとの連携には専門的な知識を有する必要がある、既存住基システム運用保守業務の委託先と同じ民間事業者に委託することで、コンビニ交付システムの安定した稼働が可能となる。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [<input checked="" type="checkbox"/>]その他 (特定のコンビニ交付システム端末の直接操作)
⑤委託先名の確認方法		・高槻市情報公開条例(平成15年7月16日 条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認ができる。 ・行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認ができる。
⑥委託先名		株式会社 日立システムズ 関西支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (58) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (47) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法別表第2(第19条関係)に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法別表第2の各項
②提供先における用途	番号法別表第2に定める各事務
③提供する情報	住基法第7条第4号に規定する事項(世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄。番号法別表第二第4欄にいう「住民票関係情報」。)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳ファイルに記載されているもの
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)
移転先1	番号法別表第1に定める事務実施所管課(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法別表第1
②移転先における用途	番号法別表第1に定める各事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、世帯情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳ファイルに記載されているもの
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	異動事由発生の都度(随時)

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>		<p><高槻市における措置> 入退室管理(※)を行っている部屋(電算機室)に設置したホストコンピュータ内及びコンビニ交付システムサーバ内に保管する。 ※電算機室への入退室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより電算機室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 <クラウド環境における措置> ・クラウド環境はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置されたデータベース内に保存され、バックアップはクラウド環境内に保存される。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p> <p>[20年以上]</p>	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>その妥当性</p> <p>・住民基本台帳に記載されている限り保管が必要。 ・住基法施行令第8条(住民票の消除)、第8条の2(日本の国籍の取得又は喪失による住民票の記載及び消除)、第10条(転居又は世帯変更による住民票の記載及び消除)若しくは第12条第3項(職権による住民票の記載等)の規定により削除された住民票については、住基法施行令第34条(保存)に基づいて150年間保存する。</p>
<p>③消去方法</p>		<p><高槻市における措置> 本市では、既存住基システムのデータベースに記録されたデータが、他業務における個人を特定する基礎資料として利用されているため、消去は行わない。ただし、コンビニ交付システムに関しては、当初セットアップ時に既存住基システムから現存者のみの最新情報を連携させ、システム稼働後は、消去すべきデータについては論理削除により特定個人情報として表示できないようにするとともに、コンビニ交付システムのサーバー更改時には現存者のみの最新情報を再度セットアップし、物理サーバーがある場合は物理的削除も行う。 <クラウド環境における措置> ・中間サーバ・プラットフォームについて、特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・コンビニ交付システムについて、当初セットアップ時に既存住基システムから現存者のみの最新情報を連携させ、システム稼働後は、消去すべきデータについては論理削除により特定個人情報として表示できないようにするとともに、コンビニ交付システムのサーバー更改時には現存者のみの最新情報を再度セットアップする。</p>
<p>7. 備考</p>		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「削除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住基法施行令第30条の5に定める住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を知事に通知する必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月1日
⑥事務担当部署	市民生活環境部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用											
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)										
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)										
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。										
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民票の記載、消除又は変更があった際は、住民からの届出等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。										
⑤本人への明示	市町村CSが既存住基システムから本人確認情報を入手することについては、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び総務省告示第334号(第6-6(市町村長から都道府県知事への通知及び記録))に記載されている。										
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。										
	変更の妥当性										
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>市民生活環境部市民課(各支所を含む)</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <選択肢> <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	市民生活環境部市民課(各支所を含む)	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
使用部署 ※	市民生活環境部市民課(各支所を含む)										
使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上				
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満										
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満										
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上										
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→本市CS)、受領した情報を基に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を知事に通知する(本市CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに格納された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→本市CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(本市CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。 										
	情報の突合 ※										
	情報の統計分析 ※										
	権利利益に影響を与え得る決定 ※										
⑨使用開始日	平成27年8月11日										

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	大阪府知事
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・府内市町村から受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に大阪府知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度(随時)
提供先2	大阪府及び地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)

6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	入退室管理(※)を行っている部屋(電算機室)に設置したサーバ内に保管する。 ※電算機室への入退室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより電算機室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。
②保管期間	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> 期間 [20年以上] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </div> </div>
	その妥当性 ・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報については、住基法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法	保存期間が満了した本人確認情報は、機構から指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び番号省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者については、個人番号カード交付に伴い返納することとされている。(番号法附則第6条1項) 機構は、個人番号省令第23条の2に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報については、個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)については、機構に対し、個人番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民生活環境部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)								
③入手の時期・頻度	・機構が当初の個人番号通知を行う準備ができたとき(当初1回のみ) ・番号法第7条の規定により個人番号を指定し、その通知をする必要が生じた都度(随時)								
④入手に係る妥当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、本市CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える本市CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。								
⑤本人への明示	・個人番号の通知については番号法第7条第1項に記載され、番号省令第7条(個人番号の通知)にてその通知方法が記載されている。 ・また、明示に関する事務処理については、番号省令第23条の2(個人番号の通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)により機構が行う。								
⑥使用目的 ※	・番号省令第23条の2(個人番号の通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。								
変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民生活環境部市民課(各支所を含む)							
	利用者数	[50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		・既存住基システムから個人番号通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→本市CS→個人番号カード管理システム(機構))。							
	情報の突合 ※	・既存住基システムから入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認(最新の4情報等であることを確認)するため、機構(全国サーバ)が保有する機構保存本人確認情報との情報の突合を行う。							
	情報の統計分析 ※	・送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。							
権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし								
⑨使用開始日	平成27年10月5日								

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
②提供先における用途	番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	番号法第7条の定める個人番号の通知対象者が新たに生じた都度提供する。
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<p>入退室管理(※)を行っている部屋(電算機室)に設置したサーバ内に保管する。 ※電算機室への入退室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより電算機室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。</p>	
②保管期間	期間	<p>[1年未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	その妥当性	<p>送付先情報は機構への提供のみに用いられ、その他の利用用途もないことから、セキュリティ面を考慮し、速やかに削除する。</p>
③消去方法	<p>保存期間が満了した送付先情報は、機構から指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。</p>	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1)世帯番号、2)世帯主宛名リンク番号、3)改製年月日、4)清掃区分、5)個人ポイント、6)現世帯構成員フラグ、7)続柄ソートキー、8)生年月日、9)個人番号、10)個人コード、11)履歴コード、12)最新有無、13)宛名リンク番号、14)カウント部エリア、15)現住所、16)氏名、17)世帯主名、18)性別、19)続柄、20)本籍、21)筆頭者、22)住民年月日、23)住定年月日、24)住定届出日、25)転出先住所(予定)、26)転出予定日、27)転出届出日、28)転出先住所(実定)、29)転出実定日、30)消滅日、31)前住所、32)備考欄、33)除票有無、34)改製除票カウント、35)改製ポイント個人番号、36)世帯主の主体番号、37)住民届出日、38)住定異動事由、39)消滅年月日、40)異動年月日、41)異動届出日、42)異動事由、43)異動区分、44)備考コード、45)本籍コード、46)筆頭者コード、47)前住所コード、48)転出予定地コード、49)国保記号番号、50)国保取得日、51)国保喪失年月日、52)国保異動事由、53)国保異動区分、54)国保有無、55)退情報、56)退・本人・扶養区分、57)退取得年月日、58)退喪失年月日、59)年金有無、60)発行禁止/解除年月日、61)ユーザーID(職員番号)、62)住民票コード、63)発行禁止フラグ、64)外字フラグ、65)桁あふれフラグ、66)更新フラグ、67)処理年月日、68)論理端末名称、69)原票未発行フラグ、70)備考年月日、71)備考内容、72)住所コード、73)本籍地、74)旧世帯主名、75)旧氏名、76)転出予定地、77)登録番号(印鑑)、78)申請年月日(印鑑)、79)登録年月日(印鑑)、80)廃印年月日(印鑑)、81)取得理由(印鑑)、82)廃印理由(印鑑)、83)旧世帯主、84)旧世帯主半角英字名、85)旧世帯主全角英字名、86)異動個人番号、87)判定コード、88)異動処理年月日・時刻、89)行政変更識別、90)印鑑、91)パスワード、92)リザーブ区分、93)登録日付・時刻、94)登録者パスワード、95)登録端末名称、96)部課コード、97)装置種別、98)業務コード、99)装置アドレス、100)装置相対番号、101)グループコード、102)都道府県コード、103)市区町村コード、104)地番、105)カナ方書、106)漢字方書、107)街区キー、108)町コード、109)街区情報(街区データ)、110)カナコード、111)履歴番号、112)削除フラグ、113)宛名氏名区分、114)半角英字名、115)全角英字名、116)漢字名カナ、117)漢字氏名、118)通称名カナ、119)通称名、120)半角カナ併記名、121)全角カナ併記名、122)西暦生年月日、123)外国人住民となった年月日、124)国籍コード、125)在留資格情報、126)在留資格、127)在留期間、128)在留期間の満了の日、129)在留カード番号、130)30条45規定区分、131)英字名、132)併記名、133)支援措置、134)支援措置種別、135)支援措置開始年月日、136)支援措置満了年月日、137)支援措置担当者コード、138)交付制限、139)交付制限種別、140)交付制限開始年月日、141)交付制限満了年月日、142)交付制限担当者コード、143)本人通知、144)本人通知種別、145)本人通知開始年月日、146)本人通知満了年月日、147)本人通知担当者コード、148)異動制限、149)異動制限種別、150)異動制限開始年月日、151)異動制限満了年月日、152)異動制限担当者コード、153)住居地届、154)住居地届種別、155)住居地届異動年月日、156)住居地届入管届出期限、157)住居地届担当者コード、158)特永証交付、159)特永証交付種別、160)特永証交付申請年月日、161)特永証交付有効期限日、162)特永証交付担当者コード、163)本来の住民年月日、164)本来の住民届出日、165)本来の世帯主、166)更新年月日・時刻、167)履歴数、168)履歴フラグ、169)通称履歴備考、170)通称発行フラグ、171)履歴通番、172)漢字通称、173)登録市町村コード、174)記載市町村名、175)記載年月日、176)削除市町村コード、177)削除市町村名、178)削除年月日、179)番号(宛名)、180)補数(連番)、181)作成事由、182)付番年月日、183)削除日、184)処理日時、185)処理区分、186)新規付番時の個人番号、187)変更時の個人番号(検索用)、188)通知票発行区分、189)作成日付、190)登録区分、191)PKキーの補数、192)時分秒、193)異動情報(法務省通知)、194)氏名(法務省通知)、195)従前の氏名(法務省通知)、196)出生の年月日(法務省通知)、197)従前の出生の年月日(法務省通知)、198)男女(法務省通知)、199)従前の男女(法務省通知)、200)住居地情報(法務省通知)、201)国籍情報(法務省通知)、202)従前の国籍情報(法務省通知)、203)在留資格期間情報(法務省通知)、204)従前の在留資格期間情報(法務省通知)、205)在留期間の満了の日(法務省通知)、206)前回の在留期間の満了の日(法務省通知)、207)中長期在留者情報(法務省通知)、208)従前の中長期在留者情報(法務省通知)、209)在留カード等の番号(法務省通知)、210)従前の在留カード等の番号(法務省通知)、211)備考、212)旧氏 漢字、213)旧氏 外字数、214)旧氏 ふりがな、215)旧氏 外字変更連番

(2) 本人確認情報ファイル

1)住民票コード、2)漢字氏名、3)外字数(氏名)、4)ふりがな氏名、5)清音化かな氏名、6)生年月日、7)性別、8)市町村コード、9)大字・字コード、10)郵便番号、11)住所、12)外字数(住所)、13)個人番号、14)住民となった日、15)住所を定めた日、16)届出の年月日、17)市町村コード(転入前)、18)転入前住所、19)外字数(転入前住所)、20)続柄、21)異動事由、22)異動年月日、23)異動事由詳細、24)旧住民票コード、25)住民票コード使用年月日、26)依頼管理番号、27)操作者ID、28)操作端末ID、29)更新順番号、30)異常時更新順番号、31)更新禁止フラグ、32)予定者フラグ、33)排他フラグ、34)外字フラグ、35)レコード状況フラグ、36)タイムスタンプ、37)旧氏 漢字、38)旧氏 外字数、39)旧氏 ふりがな、40)旧氏 外字変更連番

(3) 送付先情報ファイル

1)送付先管理番号、2)送付先郵便番号、3)送付先住所 漢字項目長、4)送付先住所 漢字、5)送付先住所 漢字外字数、6)送付先氏名 漢字項目長、7)送付先氏名 漢字、8)送付先氏名 漢字 外字数、9)市町村コード、10)市町村名 項目長、11)市町村名、12)市町村郵便番号、13)市町村住所 項目長、14)市町村住所 外字数、15)市町村住所 外字数、16)市町村電話番号、17)交付場所名 項目長、18)交付場所名、19)交付場所名 外字数、20)交付場所郵便番号、21)交付場所住所 項目長、22)交付場所住所 外字数、23)交付場所住所 外字数、24)交付場所電話番号、25)カード送付場所名 項目長、26)カード送付場所名、27)カード送付場所名 外字数、28)カード送付場所郵便番号、29)カード送付場所住所 項目長、30)カード送付場所住所 外字数、31)カード送付場所住所 外字数、32)カード送付場所電話番号、33)対象となる人数、34)処理年月日、35)操作者ID、36)操作端末ID、37)印刷区分、38)住民票コード、39)氏名 漢字項目長、40)氏名 漢字、41)氏名 漢字 外字数、42)氏名 かな項目長、43)氏名 かな、44)郵便番号、45)住所 項目長、46)住所、47)住所 外字数、48)生年月日、49)性別、50)個人番号、51)第30条の45に規定する区分、52)在留期間の満了の日、53)代替文字変換結果、54)代替文字氏名 項目長、55)代替文字氏名、56)代替文字住所 項目長、57)代替文字住所、58)代替文字氏名位置情報、59)代替文字住所位置情報、60)外字フラグ、61)外字パターン、62)旧氏 漢字、63)旧氏 外字数、64)旧氏 ふりがな、65)旧氏 外字変更連番、66)ローマ字 氏名、67)ローマ字 旧氏

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 情報の入手元は職権によるものを除き本人に限定されるため、届出窓口において届出内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、その上でシステムへの情報登録を行っている。 届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 コンビニ交付システムは、個人番号カードを使用して認証を受けた本人及び同一世帯人からの交付請求に対してのみ証明書の発行を行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 届出人が記入すべき部分を明示した様式の届出書としている。 届出書をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を記録者（入力者）以外の者が照合を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 住基法第27条の規定に基づき、住民異動届出については、書面にて本人又は代理人によるものに限定し、受領の際は必ず本人若しくは代理人の本人確認、委任状の確認を実施している。 システムを利用する必要がある職員を特定し、既存住基端末のログイン時にICカードによる認証を実施する。その後、システム起動時にユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 写真入りの官公庁発行の本人確認書類となるものの提示を求める。 写真なしの官公庁発行の資格証（保険証等）と住基情報等の間取りを行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード又は通知カード及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（以下、「規則」という。）第1条第1項に規定された本人確認のための書類の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号カード又は通知カード及び規則第1条第1項に規定された本人確認のための書類の提示がない場合は、住基ネットにより本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 代理人による届出の場合は、規則第6条の規定に基づいた書類の提示などで代理人の本人確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 入手した情報は速やかに本ファイルに記録をし、さらに目視帳票（確認帳票）にて記録者以外の者がチェックを行う。 記録誤りがあった場合は直ちに修正を行い、再度目視帳票にて記録者以外の者がチェックを行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 住民からの届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保存期限まで保管する。 届出書等は、一定の期間保管後溶解処理を行っている。 既存住基システムは住基ネット以外とは外部接続できない仕組みである。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムは、番号法別表第一及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みであり、当該事務にて必要のない情報とのひも付けは物理的に不可能である。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住基システムと住基ネット間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報とのひも付けは行わない。また、既存住基システムが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器に接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレス(ネットワークに接続する機器に設定されている固有の認識番号)によるフィルタリング等)を講じる。 ・戸籍システムでは個人番号を用いた連携を行わない仕組みとする。また、戸籍システムには特定個人情報を保有しない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、既存住基端末のログイン時にICカードによる認証を実施する。その後、システム起動時にユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>① ID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 <p>② 失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。
アクセス権限の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している]</p> <p><選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っている。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データ等の漏えい、盗難、不正複製等を防止するため、個人情報の敷地外への持出しを禁止している。 ・特定個人情報ファイルは、業務システムの権限を付与した者以外は業務システムから外部に出力できないようシステム上で制限している。 ・コンビニ交付システムでは保有する住民基本台帳ファイルの操作や保存を行うことができないよう、システムで制御されている。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に入力している 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認	システムの運用等を委託するときは、高槻市情報セキュリティポリシーに基づき、情報システム管理者は特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。 ・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。 		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	・アクセスログによる記録を残している。		
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供の禁止を契約書に明記している。		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時の仕様書等において、委託業務実施場所を情報戦略室又は本市が指定する市庁舎内に限定し、外部への持出しを禁止している。 ・委託契約の立入調査条項に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、又は報告を求める。 		
特定個人情報の消去ルール	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務実施場所を情報戦略室又は本市が指定する市庁舎内に限定しており、かつ直接のシステム操作であるため、特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託は行わない。 ・委託契約の立入調査条項に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、又は報告を求める。 		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<p>高槻市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。 ・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複製し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。 		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に入力して行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	・契約により許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。		

その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上での庁内連携により特定個人情報を提供・移転する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したかの記録(ログ)を保存できる機能をシステムに持たせている。 ・提供方法が紙ベースとなる場合は、日時、請求先、請求事由、提供内容、提供数、提供した職員氏名を記録している。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上での庁内連携については、番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、移転・提供する機能をシステム上設けない。 ・データにより特定個人情報を受け渡す場合、何の目的・用途のために、どのような手段・方法で、どのようなデータを受け渡すのかを書面により記録し、双方で保管する。また、書面による記録がされているかを定期的に確認する。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムにおけるデータの移転は認められた移転先からのみとする。その上でアクセスを許可された連携システムへデータを移転している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上での庁内連携については、番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、提供・移転する機能をシステム上設けない。 ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務に必要な者だけしか照会できないようにシステム上でアクセス制御を行う。 ・データにより特定個人情報を受け渡す場合、何の目的・用途のために、どのような手段・方法で、どのようなデータを受け渡すのかを書面により明確にし、記録する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必要とする情報が必要とするシステムに確実に供給されるよう、システム上にて担保されている。 ・紙ベースにて提供等を行う場合は、発送等に際し、複数の者が申請書と突合し、送付先及び提供内容などを確認の上処理を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><既存住基システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の機能。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><既存住基システムにおける措置> 庁内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・情報提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存住基システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。 ・団体内統合宛名システムでは、中間サーバに接続許可対象として登録することで、中間サーバへの提供元を団体内統合宛名システムに限定している。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><既存住基システムにおける措置> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは、番号法に基づき認められる情報のみを認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みで担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムでは、情報提供相手が中間サーバであることを確認後、情報提供している。 ・団体内統合宛名システムでは、接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエスト元が中間サーバであることを確認している。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><高槻市における措置> 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携（接続）は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	<p>[政府機関ではない]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[十分に整備している]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[十分に整備している]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[十分に周知している]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p>
⑤物理的対策	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p><高槻市における措置> ・電算機室については、入退室管理（ICカード認証、監視カメラの設置）を行う。 ・電算機室については、無断での機器の持ち込みを禁止する。 ・無停電電源装置を付設することにより、落雷等による停電を伴うデータ消失の防止及び縮退運転（部分的に停止させた状態で稼働）を可能としている。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内に電算機室を設置している。</p> <p><クラウド環境における措置> ・クラウド環境をデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p><高槻市における措置> ・サーバ及びパソコン端末にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウイルスへの対策を実施する。 ・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上不必要な通信については制限を行う。 ・パソコンへのソフトウェアインストールを禁止し、不正プログラムのインストールを防止する。 ・既存住基端末の操作ログを取得、保存し、必要に応じて操作履歴を解析する。</p> <p><クラウド環境における措置> ・クラウド環境ではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・クラウド環境では、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による削除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	(消去を行わない理由) ・本市では、住民基本台帳のデータが、他業務における個人特定の基礎資料として利用されている。このため、特定の期間で消去してしまうと、税の収納事務などで不都合を生じるおそれがある。 (コンビニ交付システムにおける消去手順) ・コンビニ交付システムに関しては、当初セットアップ時に既存住基システムから現存者のみの最新情報を連携させ、システム稼働後は消去すべきデータについて論理削除を行い特定個人情報として表示できないようにするとともに、コンビニ交付システムのサーバー更改時には現存者のみの最新情報を再度セットアップすることにより、物理削除も行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・住民基本台帳事務においては、最新の情報のみならず、その履歴についても情報を持つことが求められている。このため、古い情報の修正等に関する操作権限は限られた者に限定し、誤操作によるデータ消去等を行わないようにしている。		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ）の指定を必須とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で本人確認書類（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・番号法第16条の規定に基づき個人番号カード若しくは通知カードの提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組合せ）の提示がない場合には、本市CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正の作業に用いた帳票等は、本市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 ・本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・既存住基システムは住基ネット以外とは外部接続できない仕組みである。 ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の生体認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報とのひも付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメント(サーバを構成する個々のネットワークやコンピュータ上で一度にアクセスできる連続した領域)にあるハブには権限のない者が機器に接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレス(ネットワークに接続する機器に設定されている固有の認識番号)によるフィルタリング等)を講じる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、統合端末のログイン時に生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>① ID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 <p>② 失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。
アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供を行う際に、提供の記録（提供日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 ・システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても、記録を残すことにしている。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供については、番号法及び住基法並びに高槻市個人情報保護条例の規定に基づき定められた事項について行う。 ・都道府県サーバと市町村CSの間の通信は、専用回線であり相互認証を実施している住基ネット以外では行わない。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「電算機室等への入退室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>相手方（都道府県サーバ）と本市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。</p> <p>また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供してしまうリスクへの措置 ：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を、適切に提供することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、本市CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合、当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供してしまうリスクへの措置 ：相手方（都道府県サーバ）と本市CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電算機室については、入退室管理(ICカード認証、監視カメラの設置)を行う。 ・電算機室については、無断での機器の持ち込みを禁止する。 ・無停電電源装置を付設することにより、落雷等による停電を伴うデータ消失の防止及び縮退運転(部分的に停止させた状態で稼動)を可能としている。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内に電算機室を設置している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及びパソコン端末にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウイルスへの対策を実施する。 ・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上不必要な通信については制限を行う。 ・パソコンへのソフトウェアインストールを禁止し、不正プログラムのインストールを防止する。 ・統合端末の操作ログを取得、保存し、必要に応じて操作履歴を解析する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による削除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	既存住基システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
(3) 送付先情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ）の指定を必須とする。 						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。						
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。						
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから、住民票コードに対応する個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。						
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を、適切に受信できることをシステムにより担保する。 送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える（不要となる）ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。 						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 既存住基システムは住基ネット以外とは外部接続できない仕組みである。 機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 操作者の生体認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
—							

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報とのひも付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメント(サーバを構成する個々のネットワークやコンピュータ上で一度にアクセスできる連続した領域)にあるハブには権限のない者が機器に接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレス(ネットワークに接続する機器に設定されている固有の認識番号)によるフィルタリング等)を講じる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、統合端末のログイン時に生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>① ID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 <p>② 失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。
アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・送付先情報を扱うシステム操作履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っていく。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データ等の漏えい、盗難、不正複製等を防止するため、個人情報の敷地外への持出しを禁止している。 ・特定個人情報ファイルは、業務システムの権限を付与した者以外は業務システムから外部に出力できないようシステム上で制限している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供を行う際に、提供記録(提供日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。 ・システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても、記録を残すことにしている。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の移転・提供については、番号法及び住基法並びに高槻市個人情報保護条例の規定に基づき定められた事項について行う。 ・都道府県サーバと市町村CSの間の通信は、専用回線であり相互認証を実施している住基ネット以外では行わない。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「電算機室等への入退室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・媒体への出力が必要な場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供してしまうリスクへの措置 :システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供してしまうリスクへの措置 :相手方(個人番号カード管理システム)と本市CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・電算機室については、入退室管理(ICカード認証、監視カメラの設置)を行う。 ・電算機室については、無断での機器の持ち込みを禁止する。 ・無停電電源装置を付設することにより、落雷等による停電を伴うデータ消失の防止及び縮退運転(部分的に停止させた状態で稼動)を可能としている。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内に電算機室を設置している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・サーバ及びパソコン端末にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウイルスへの対策を実施する。 ・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上不必要な通信については制限を行う。 ・パソコンへのソフトウェアインストールを禁止し、不正プログラムのインストールを防止する。 ・統合端末の操作ログを取得、保存し、必要に応じて操作履歴を解析する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	—
	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 そのため、送付先情報ファイルにおいて、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p><高槻市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回以上部署内にてチェックを実施する。 ・本チェックにおいて不備が生じていることが明らかになったときは、速やかにその問題を究明し、是正することとする。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p><高槻市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護所管課及び情報セキュリティ所管課による内部監査を定期的実施する。監査では、事務内容及びファイルの取扱いについて評価書記載内容から変更がないか、記載内容に基づき適切かつ確実にリスク対策が実施されているかを確認する。また、改善が必要な場合は改善を求め、改善状況を確認する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><高槻市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象に、情報セキュリティについて、特定個人情報を含め定期的に研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対し、その都度指導をする。度重なる違反行為又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象とする。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策	
<p><高槻市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の不正使用が発生した場合は、番号法第7条第2項の規定に基づき、本人の申請又は職権により速やかに個人番号の変更を行う。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市 総務部 法務ガバナンス室 電話:072-674-7322 ファックス:072-674-7837
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示、訂正、削除、中止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示の方法を「写しの交付」を選択した場合には、写し作成費用負担が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳システム
公表場所	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市 総務部 法務ガバナンス室 電話:072-674-7322 ファックス:072-674-7837
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市 総務部 法務ガバナンス室 電話:072-674-7322 ファックス:072-674-7837
②対応方法	意見の申出等については、市民課及び法務ガバナンス室にて相談、受付を行う。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年10月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市広報、ホームページ等で実施についての案内をし、令和4年10月3日から評価書をホームページにて掲載及び担当課等での閲覧により市民等からの意見を募集する。
②実施日・期間	令和4年10月3日から令和4年11月2日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年12月予定
②方法	高槻市個人情報保護運営審議会に諮問し、点検を実施する。(予定)
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月5日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項	・74、85の2 追加 ・117 削除 ・120→119に変更	事後	根拠法令の誤記載
平成31年2月5日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用	⑦使用の主体 市民生活部市民課(各支所、各行政サービスコーナーを含む)	各行政サービスコーナー 削除	事後	事前の提出・公表が義務付けられない変更
平成31年2月5日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転	提供先21以降を別紙記載	全提供先を別紙1に記載	事後	表記方法の変更
平成31年2月5日	同上		⑦時期・頻度 →全移転先「異動事由発生の都度(随時)」に変更	事後	提供先人数の誤記載
平成31年2月5日	別紙1	提供先6(番号法別表第二の8)「提供先における用途」 →児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障がい児入所給付費、高額障がい児入所給付費若しくは特定入所障がい児食費等給付費の支給に関する事務に使用	(別紙1)番号法別表第2に定める事務 項番8「事務」 →児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	事後	事務内容の表現を変更
平成31年2月5日	別紙1	提供先55、56、57	削除	事後	提供先の誤記載
平成31年2月5日	別紙1		(別紙1)番号法別表第2に定める事務 項番74、85の2 →追加	事後	提供先の追加
平成31年2月5日	別紙1	提供先9(番号法別表第二の120)	(別紙1)番号法別表第2に定める事務 項番119	事後	提供先根拠法令の誤記載
平成31年2月5日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転	移転先21移行を別紙記載	全移転先を別紙2に記載	事後	表記方法の変更
平成31年2月5日	同上		④移転する情報の対象となる本人の数 →全移転先「10万人以上100万人未満」に変更	事後	移転先人数の誤記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月5日	同上		⑦時期・頻度 →全移転先「異動事由発生の都度(随時)」に変更	事後	移転の時期・頻度の変更
平成31年2月5日	別紙2	移転先26(番号法別表第一41) →長寿生きがい課	(別紙2)番号法別表第1に定める事務 項番41 →長寿介護課	事後	課名の変更
平成31年2月5日	別紙2	移転先43(番号法別表第一68) →介護保険課 移転先44(番号法別表第一68) →長寿生きがい課	(別紙2)番号法別表第1に定める事務 項番68 →長寿介護課(合体)	事後	課の変更
平成31年2月5日	別紙2	移転先17、20、25、27、33、35、36、48、51	削除	事後	移転先の誤記載
平成31年2月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)本人確認情報ファイル 2. 基本情報	③対象となる本人の範囲 →住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民(転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む)	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む。	事後	表現の変更
平成31年2月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用	⑦使用の主体 使用部署 →市民生活部市民課	市民生活部市民課(各支所を含む)	事後	表現の変更
平成31年2月5日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用	宛名システムにおける措置の内容 →(略)統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり	統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みであり	事後	「予定」を削除
令和2年2月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	②システムの機能 4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	②システムの機能 4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	現行の仕様に合わせた変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月20日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(2)本人確認情報ファイル ⑥都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び 機構保存本人確認情報との整合性	(2)本人確認情報ファイル ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保 存本人確認情報との整合性	事後	記載誤りのため
令和2年2月20日	I 基本情報 5. 個人情報の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) (略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25 日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) (略)	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25 日法律第81号) (略)	事後	番号整備法(平成25年法律第 28号)施行に伴う変更など
令和2年2月20日	I 基本情報 (別添1)事務内容(2) (備考) 1. 本人確認情報の更新に関 する事務	1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等 の届出等を受け付ける。	1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等 の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含ま ない)。	事後	特定個人情報を含まない手続 きを明記
令和2年2月20日	I 基本情報 (別添1)事務内容(2) (備考) 2. 本人確認に関する事務	2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本 人確認が必要となる申請を受け付ける。	2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本 人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定 個人情報を含まない)。	事後	特定個人情報を含まない手続 きを明記
令和2年2月20日	I 基本情報 (別添1)事務内容(2) (備考) 3. 個人番号カードを利用した 転入(特例転入)	3-②.統合端末から、市町村CSを經由して転出 地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を 行う。 (略) 3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから転入 処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出 地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバ へ本人確認情報の更新情報を送信する。	3-②.統合端末から、市町村CSを經由して転出 地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を 行う(※特定個人情報を含まない)。 (略) 3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから転入 処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特 定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信 すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報 の更新情報を送信する。	事後	特定個人情報を含まない手続 きを明記
令和2年2月20日	I 基本情報 (別添1)事務内容(2) (備考) 4. 本人確認情報検索に関す る事務	4-①.4情報の組み合わせをキーワードとして、市 町村CSの本人確認情報を検索する。	4-①.住民票コード、個人番号又は4情報の組み 合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確 認情報を検索する。	事後	現行の仕様に合わせた変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月20日	I 基本情報 (別添1)事務内容(2) (備考) 5. 機構への情報照会に係る事務	機構に対し、個人番号又は基本4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。	機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。	事後	検索キーワードは、個人番号と4情報に限られないため。
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手にかかる妥当性	本市住民基本台帳に記載する時点での入手となることから上記方法、時期、頻度となる。	住民に関する記録は、住基法及び同施行令に規定される届出及び記載等によるものとされている。	事後	本欄の趣旨に合わせて修正
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	住基法第7条(住民票の記載事項)において明示されている。	住基法第7条(住民票の記載事項)第8号の2において明示されている。	事後	項番を追加
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	住基法に基づき常に正確な住民基本台帳への記載を行い、管理する。	住民の居住関係の公証のため、住民基本台帳ファイルにおいて当市の区域内の全ての住民の情報を保有することで、住民に関する記録を正確かつ統一的去に行い、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	事後	本欄の趣旨に合わせて修正
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する。	住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。	事後	提供先における用途は、都道府県の執行機関に対する本人確認情報の提供に限られないため。
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	送付先に係る情報に係る情報を記録する	送付先に係る情報を記録する	事後	記載誤りのため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 (2) 本人確認情報ファイル	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番	事後	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたため。
令和2年2月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 (3) 送付先情報ファイル	—	以下の項目を追加し、追加した項目以降の通番を順次繰り下げる。 「16. 市町村電話番号」、 「20. 交付場所郵便番号」	事後	記載要領配付後の仕様変更により、記録項目に変更が生じたため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 (3)送付先情報ファイル	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名 外字数、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所 外字数、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名 外字数、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所 外字数、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏	事後	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたため。
令和2年2月20日	Ⅲ(2)-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、	市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、	事後	記載誤りのため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月20日	Ⅲ(2)-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供を行う際に、提供記録(提供日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	事後	当設問は、提供だけでなく、移転についても記載する必要があるため。
令和2年2月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	認証できない相手先への情報の移転はなされない	認証できない相手先への情報の提供はなされない	事後	市町村CSから都道府県サーバへの情報の受け渡しは、「移転」ではなく「提供」にあたるため。
令和2年2月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクに対する措置の内容	システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。	システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。	事後	提供だけでなく、移転についても当てはまる項目のため。
令和2年2月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクに対する措置の内容	認証できない相手先への情報の移転はなされない	認証できない相手先への情報の提供はなされない	事後	市町村CSから都道府県サーバへの情報の受け渡しは、「移転」ではなく「提供」にあたるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)送付先情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 特定個人情報の正確性担保の措置の内容	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。 そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和2年2月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用の記録	システムを操作した履歴	送付先情報を扱うシステムの操作履歴	事後	記載を詳細にするため
令和2年2月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 :本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。	・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 :本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和2年2月20日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先 ④個人番号ファイル簿の公表公表場所 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市 総務部 法務課	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市 総務部 法務ガバナンス室	事後	所管課名変更のため
令和2年2月20日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	意見の申出等については、市民課及び法務課にて相談、受付を行う。	意見の申出等については、市民課及び法務ガバナンス室にて相談、受付を行う。	事後	所管課名変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月20日	全般	「基本4情報」「4情報」	「4情報」に統一	事後	記載要領中で用いる用語の表記ゆれを解消するため。
令和2年2月20日	全般	総務省告示第334号	平成14年6月10日総務省告示第334号	事後	参照する告示を一意に特定する必要があるため。
令和2年2月20日	全般	市民生活部市民課	市民生活環境部市民課	事後	所管課名変更のため
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	※なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「番号省令」という。)第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)により機構が行う事務が定められている。そのため、当該事務においては、事務を行う機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民記録台帳法施行規則の一部を改正する省令」(令和3年総務省令第83号)が公布されたため。
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 7. 送付先情報通知	通知カード	個人番号通知書	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部改正について」(令和2年総務省令第97号)が公布されたため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 (3)送付先情報ファイル	市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	市町村が個人番号を指定した際は全付番対象者に個人番号を通知するものとされており(番号法第7条第1項)、通知方法としては番号省令第7条により規定された事項が記載された個人番号通知書を送付する方法により行うものとされている。 個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付については機構が行うとされており、機構が該当事務を処理するのに必要な情報を提供する。(番号省令第23条の2、第36条)	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民記録台帳法施行規則の一部を改正する省令」(令和3年総務省令第83号)が公布されたため。
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・第三者欄(情報提供者)が「市区町村」の欄のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたため。
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	・図中、全システムのサーバが本市庁舎内に置かれていた。 ・「その他システム」は特定個人情報を連携しない。	・図中、各システムを、サーバが市庁舎内に設置されるものとクラウド環境に設置するものに分けた。 ・「その他システム」は特定個人情報を連携する。	事前	・戸籍システム、コンビニ交付システム、団体内統合宛名システム及び一部の他システムが順次クラウド化されたため。 ・国民健康保険システムの再構築後は、既存住基システムから特定個人情報を連携することとなったため。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	109)データ	109)データ→109)街区情報(街区データ)に変更 212)旧氏 漢字、213)旧氏 外字数、214)旧氏 ふりがな、215)旧氏 外字変更連番→追加	事後	記載誤りのため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法 情報の突合	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは通知カードとその他本人確認書類で突合を行う。	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード、通知カード若しくは個人番号通知書とその他本人確認書類で突合を行う。	事後	現行の状況に合わせた変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥ 委託先名	株式会社 日立製作所 関西支社	株式会社 日立システムズ 関西支社	事後	委託契約先変更のため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている(35)件 移転を行っている(45)件	提供を行っている(58)件 移転を行っている(47)件	事後	評価書の再評価に伴う各課への照会により変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<クラウド環境における措置> ・クラウド環境はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置されたデータベース内に保存され、バックアップはクラウド環境内に保存される。	事前	クラウド環境における措置をまとめて記載するため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ② 保管期間 その妥当性	5年間保存する。	150年間保存する。	事後	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(令和元年6月12日政令第26号)が公布されたため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	<p><高槻市における措置> (略)コンビニ交付システムのサーバ更改時には現存者のみの最新情報を再度セットアップすることにより、物理的削除も行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p><高槻市における措置> (略)コンビニ交付システムのサーバ更改時には現存者のみの最新情報を再度セットアップし、物理サーバがある場合は物理的削除も行う。</p> <p><クラウド環境における措置> ・中間サーバ・プラットフォームについて、特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・コンビニ交付システムについて、当初セットアップ時に既存住基システムから現存者のみの最新情報を連携させ、システム稼働後は、消去すべきデータについては論理削除により特定個人情報として表示できないようにするとともに、コンビニ交付システムのサーバ更改時には現存者のみの最新情報を再度セットアップする。</p>	事前	コンビニ交付システムをクラウド化することにより、データの物理的削除が発生しないため。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ② 保管期間 その妥当性	住基法施行令第34条第3項	住基法施行令第34条第2項	事後	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(令和元年6月12日政令第26号)が公布されたため。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③ 対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)の規定により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び番号省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にとっては、個人番号カード交付に伴い返納することとされている。(番号法附則第6条1項) 機構は、個人番号省令第23条の2に基づき、これらの事務を実施する。	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民記録台帳法施行規則の一部を改正する省令」(令和3年総務省令第83号)が公布されたため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報）	[○]その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報）	事後	現行の仕様に合わせた変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)については、機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)については、機構に対し、個人番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民記録台帳法施行規則の一部を改正する省令」(令和3年総務省令第83号)が公布されたため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・個人番号の通知については番号法第7条第1項に明示されている。 ・通知カード作成等については通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に委任される。	・個人番号の通知については番号法第7条第1項に記載され、番号省令第7条(個人番号の通知)にてその通知方法が記載されている。 ・また、明示に関する事務処理については、番号省令第23条の2(個人番号の通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)により機構が行う。	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民記録台帳法施行規則の一部を改正する省令」(令和3年総務省令第83号)が公布されたため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	・通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	・番号省令第23条の2(個人番号の通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民記録台帳法施行規則の一部を改正する省令」(令和3年総務省令第83号)が公布されたため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・既存住基システムから個人番号通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→本市CS→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムから個人番号通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→本市CS→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民記録台帳法施行規則の一部を改正する省令」(令和3年総務省令第83号)が公布されたため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民記録台帳法施行規則の一部を改正する省令」(令和3年総務省令第83号)が公布されたため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	番号省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民記録台帳法施行規則の一部を改正する省令」(令和3年総務省令第83号)が公布されたため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	番号法第7条の定める個人番号の通知対象者が新たに生じた都度提供する。	事後	現行の状況に合わせた変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2.リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認書類(身分証明書等)	本人確認書類	事後	記載誤りのため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2.リスク2 リスクに対する措置の内容	ユーザIDカードによる識別	ユーザIDによる識別	事後	カードをリーダーで読み取る方式から、ユーザIDを手入力する方式に変更となったため。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2.リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(同第17条)の提示を受け、本人確認を行う。	削除	事後	現行の状況に合わせた変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2.リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	身分証明書となるものの提示を求める。	本人確認書類となるものの提示を求める。	事後	記載誤りのため。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2.リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	規則第1条第1項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第1条第1項	事後	規則を明確にしていなかったため。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3.リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	ユーザIDカードによる識別	ユーザIDによる識別	事後	カードを読み取る方式から、ユーザIDを手入力する方式に変更となったため。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3.リスク3 リスクに対する措置の内容	研修を行っていく。	研修を行っている。	事後	記載誤りのため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報の提供ルール	IT政策課	情報戦略室	事後	課名変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報の消去ルール	IT政策課	情報戦略室	事後	課名変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)住民基本台帳ファイル 6.リスク5 リスクに対する措置の内容	センシティブな特定個人情報	特定個人情報	事後	表現の変更
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)住民基本台帳ファイル 7.リスク1 ⑤物理的対策	中間サーバ・プラットフォーム	クラウド環境	事前	クラウド環境における措置をま とめて記載するため。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)住民基本台帳ファイル 7.リスク1 ⑥技術的対策	中間サーバ・プラットフォーム	クラウド環境	事前	クラウド環境における措置をま とめて記載するため。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)住民基本台帳ファイル 7.リスク1 ⑩死者の個人番号	・既存住基システムの当該個人データ内で生存 時と同様に保管する。 ・データは生存者と同様に保護を実施する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による 削除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項 (保存)に定める機関(150年間)保管する。	事後	「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の利 便性の向上並びに行政運営の 簡素化及び効率化を図るため の行政手続等における情報通 信の技術の利用に関する法律 等の一部を改正する法律」(令 和元年法律第16号)が公布さ れたため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)本人確認情報ファイル 2.リスク1 対象者以外の情報の入手を防 止するための措置の内容	本人確認書類(身分証明書等)	本人確認書類	事後	記載誤りのため。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)本人確認情報ファイル 2.リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容	身分証明書	本人確認書類	事後	記載誤りのため。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)本人確認情報ファイル 5.リスク1 特定個人情報の提供・移転の 記録	提供・移転	提供	事後	記載誤りのため。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)本人確認情報ファイル 5.リスク1 特定個人情報の提供・移転に 関するルール	移転・提供	提供	事後	記載誤りのため。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)本人確認情報ファイル 5.リスク3 リスクに対する措置の内容	提供・移転	提供	事後	記載誤りのため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (3)送付先情報ファイル 2.リスク1 対象者以外の情報の入手を防 止するための措置の内容	本人確認書類(身分証明書等)	本人確認書類	事後	記載誤りのため。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (3)送付先情報ファイル 2.リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容	身分証明書	本人確認書類	事後	記載誤りのため。
	別紙1	-	別紙1のとおり	事後	内容を精査したうえ修正
	別紙2(移転先通し番号9)	移転先通し番号9(番号法別表第一10) →1万人未満	10万人以上100万人未満	事後	評価書の再評価に伴う各課へ の照会により変更
	別紙2(移転先通し番号24)	移転先通し番号23(番号法別表第一37) →請求を行う者、手当支給児童、手当改定児 童、届出を行う者、現況届出児童、同一世帯員	請求を行う者、手当支給児童、手当改定児童、 届出を行う者、所得状況届出児童、現況届出児 童、同一世帯員	事後	評価書の再評価に伴う各課へ の照会により追加
	別紙2(移転先通し番号35)	移転先通し番号34(番号法別表第一68) →1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	評価書の再評価に伴う各課へ の照会により追加
	別紙2(移転先通し番号41)	移転先通し番号39(高槻市条例別表第一1) →健康福祉部国民健康保険課	健康福祉部障がい福祉課	事後	所管課の変更
	別紙2(移転先通し番号10)	-	(番号法別表第一10) 健康福祉部健康づくり推進課 →追加	事後	評価書の再評価に伴う各課へ の照会により追加
	別紙2(移転先通し番号39)	-	(番号法別表第一93の2) 健康福祉部保健予防課 →追加	事後	評価書の再評価に伴う各課へ の照会により追加

別紙 1

特定個人情報の提供（番号法第 19 条第 8 号別表第 2 に定める事務）

項番及び情報照会者		事務	特定個人情報
1	1 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
2	2 全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
3	3 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
4	4 厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
5	6 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
6	8 都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
7	9 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
8	11 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
9	16 都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
10	18 市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
11	20 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
12	23 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
13	27 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
14	30 社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
15	31 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
16	34 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
17	35 厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
18	37 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
19	38 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
20	39 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
21	40 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

22	42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
23	48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
24	53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
25	54	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
26	57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
27	58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
28	59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
29	61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
30	62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
31	66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
32	67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
33	70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
34	74	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
35	77	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
36	80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
37	84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
38	85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
39	89	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
40	91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
41	92	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

42	94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
43	96	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
44	97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
45	101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
46	102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
47	103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
48	105	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
49	106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
50	107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
51	108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
52	111	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
53	112	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
54	113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
55	114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
56	116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
57	117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
58	120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

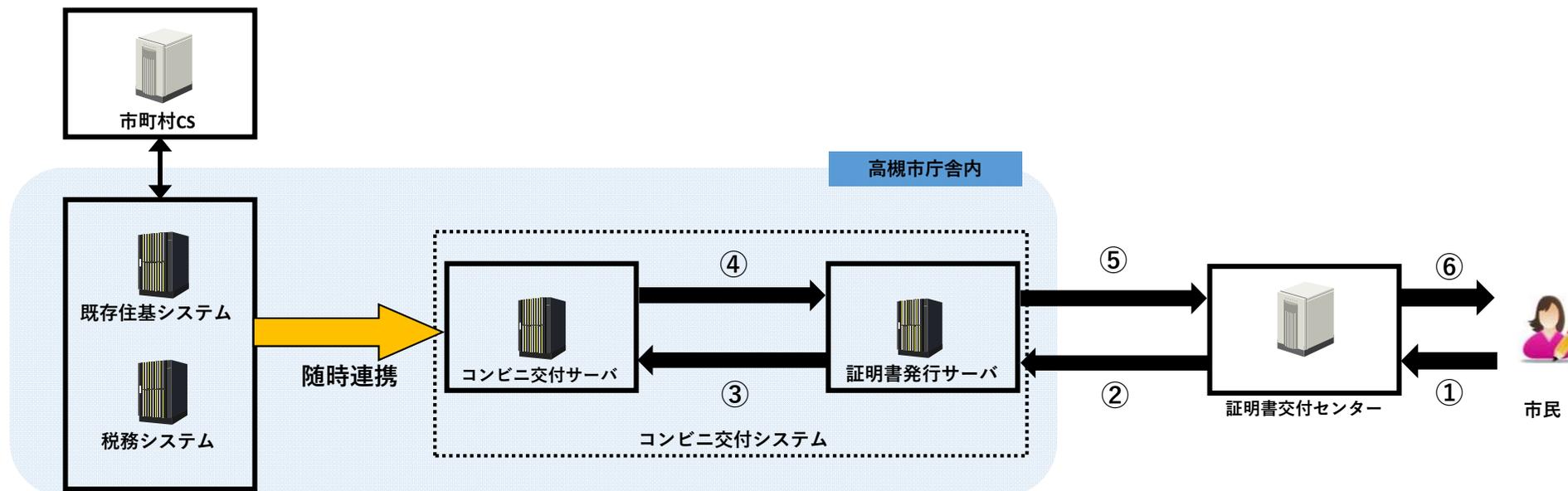
別紙 2

特定個人情報の移転

	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	子ども未来子ども保健課 番号法別表第一7の項	児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請に係る小児慢性特定疾患児童等、保護者、医療費支給認定基準世帯員	庁内連携システム	異動事由発生の都度（随時）
2	健康福祉部保健予防課 番号法別表第一7の項	児童福祉法による結核罹患児童療養の給付事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請にかかる児童、扶養義務者、同一世帯員	庁内連携システム	異動事由発生の都度（随時）
3	子ども未来子ども育て総合支援センター 番号法別表第一8の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請にかかる障害児、保護者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
4	子ども未来子ども育て総合支援センター 番号法別表第一8の項	児童福祉法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請に係る障害児の保護者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
5	子ども未来部保育幼稚園事業課 番号法別表第一8の項	児童福祉法による措置又は費用の徴収に関する事務の実施事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	措置に係る児童、保護者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
6	健康福祉部福祉相談支援課 番号法別表第一8の項	児童福祉法による措置又は費用の徴収に関する事務の実施事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	措置に係る児童、保護者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
7	子ども未来子どもも育成課 番号法別表第一9の項	児童福祉法による助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	助産妊産婦、保護児童、扶養義務者、同一世帯員	庁内連携システム	事由発生の都度（随時）
8	健康福祉部保健予防課 番号法別表第一10の項	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	請求を行う者、予防接種を受けた者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
9	子ども未来子どもも保健課 番号法別表第一10の項	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	請求を行う者、予防接種を受けた者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
10	健康福祉部健康づくり推進課 番号法別表第一10の項	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	請求を行う者、予防接種を受けた者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
11	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表第一12の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービスに関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	サービスが提供される身体障害者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
12	健康福祉部福祉相談支援課 番号法別表第一12の項	身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	サービスが提供される身体障害者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
13	健康福祉部生活福祉支援課 番号法別表第一15の項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	被保護者、被保護者であった者	庁内連携システム	事由発生の都度（随時）
14	総務部市民税課 番号法別表第一16の項	市民税の賦課に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	納税義務者、納税義務を継承した者、第二次納税義務者	庁内連携システム	異動事由発生の都度（随時）
15	総務部資産税課 番号法別表第一16の項	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	納税義務者、納税義務を継承した者、第二次納税義務者	庁内連携システム	異動事由発生の都度（随時）
16	総務部収納課 番号法別表第一16の項	市税の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	納税義務者、納税義務を継承した者、第二次納税義務者	庁内連携システム	異動事由発生の都度（随時）
17	総務部税制課 番号法別表第一16の項	軽自動車税及び償却資産の賦課に関する事務に使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	納税義務者、納税義務を継承した者、第二次納税義務者	庁内連携システム	異動事由発生の都度（随時）
18	都市創造部住宅課 番号法別表第一19の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	入居者、同居者	庁内連携システム	市営住宅入居希望があったとき及びその他必要が生じた都度（随時）
19	健康福祉部国民健康保険課 番号法別表第一30の項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	届出を行う者、同一世帯員	庁内連携システム	事由発生の都度（随時）
20	健康福祉部国民健康保険課 番号法別表第一30の項	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	届出を行う者、同一世帯員	庁内連携システム	異動事由発生の都度（随時）
21	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表第一34の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービスに関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	サービスが提供される知的障害者、措置に係る知的障害者、サービスの提供を受ける者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
22	健康福祉部福祉相談支援課 番号法別表第一34の項	知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	サービスが提供される知的障害者、措置に係る知的障害者、サービスの提供を受ける者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
23	都市創造部住宅課 番号法別表第一35の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	入居者、同居者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
24	子ども未来子どもも育成課 番号法別表第一37の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	請求を行う者、手当支給児童、手当改定児童、届出を行う者、所得状況届出児童、現況届出児童、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）

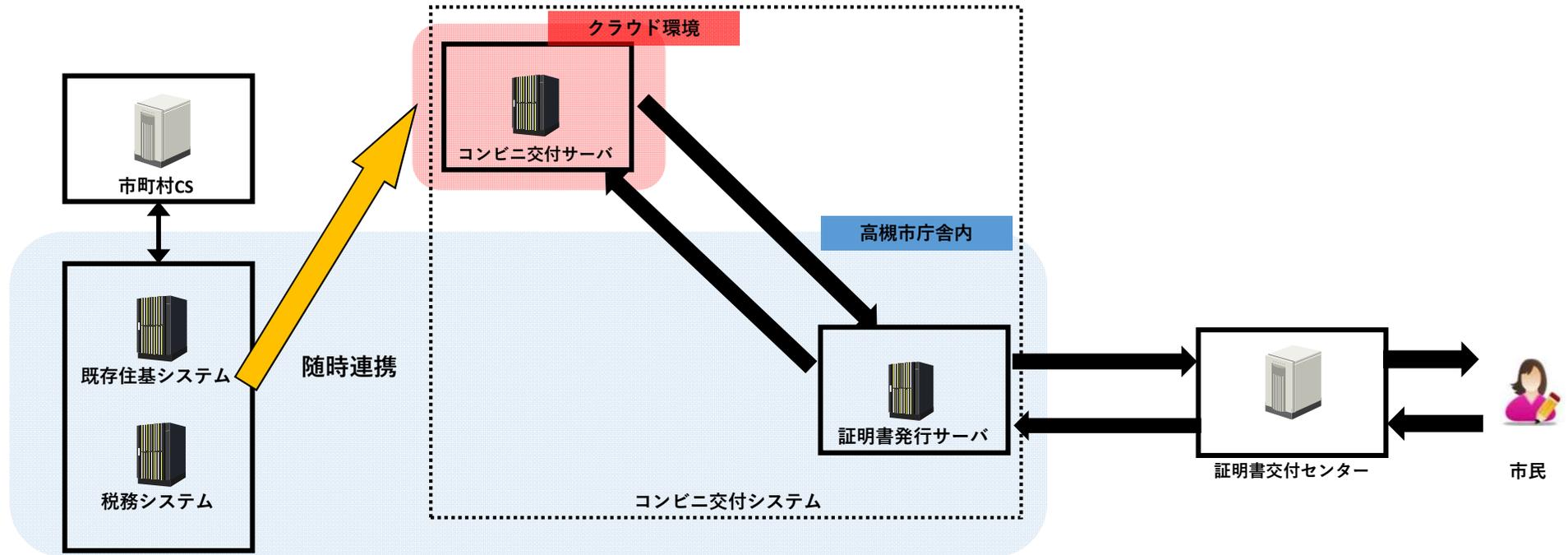
	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
25	健康福祉部福祉相談支援課 番号法別表第一41の項	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	措置に係る者、扶養義務者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
26	子ども未来部子ども育成課 番号法別表第一43の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	申請を行う者、申請を行う者の保護者、申請に係る保証人、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
27	子ども未来部子ども育成課 番号法別表第一44の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	申請者、同一世帯員、同一生計者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
28	子ども未来部子ども育成課 番号法別表第一45の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	申請を行う者、申請に係る児童	庁内連携システム	申請の都度（随時）
29	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表第一46の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	請求を行う者、手当支給児童、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
30	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表第一47の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	請求を行う者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
31	子ども未来部子ども保健課 番号法別表第一49の項	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	被措置未熟児、扶養義務者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
32	子ども未来部子ども育成課 番号法別表第一56の項	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	請求に係る支給要件児童、請求に係る一般受給資格者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
33	都市創造部住宅課 番号法別表第一61の2の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	入居の申込みをした者、同居しようとする者	庁内連携システム	申請の都度（随時）
34	健康福祉部生活福祉支援課 番号法別表第一63の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	支援給付等の受給者、受給者であった者	庁内連携システム	事由発生時の都度（随時）
35	健康福祉部国民健康保険課 番号法別表第一68の項	介護保険法による保険料の徴収に関する事務で使用	住民票関係情報	10万人以上100万人未満	保険料滞納者、保険料を課せられる被保険者、申請を行う者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
36	健康福祉部長寿介護課 番号法別表第一68の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	申請を行う者、被保険者、要介護被保険者、要介護被保険者を現に介護する者、その他個々の事業の対象者として市町村が認める者、居宅要支援被保険者等、利用者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
37	健康福祉部保健予防課 番号法別表第一70の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	申請に係る患者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
38	健康福祉部障がい福祉課 番号法別表第一84の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	申請を行う障害者、同一世帯員、申請に係る障害児の保護者、保護者の同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
39	健康福祉部保健予防課 番号法別表第一93の2の項	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	請求を行う者、予防接種を受けた者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
40	子ども未来部保育幼稚園事業課 番号法別表第一94の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	支給等に係る小学校就学前子ども、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
41	健康福祉部障がい福祉課 条例別表第一1の項	高槻市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	申請等に係る者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
42	子ども未来部子ども育成課 条例別表第一2の項	高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	申請等に係る者、同一世帯員、同一住所人	庁内連携システム	申請の都度（随時）
43	子ども未来部子ども育成課 条例別表第一3の項	高槻市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	申請等に係る子ども、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
44	健康福祉部生活福祉支援課 条例別表第一5の項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	生活に困窮する外国人であって、生活保護法の措置を受けているもの、または受けていたもの	庁内連携システム	事由発生時の都度（随時）
45	健康福祉部長寿介護課 条例別表第一6の項	低所得者に対する訪問介護サービスの利用者負担の助成に関する事務で使用	住民票関係情報	1万人未満	申請等に係る者	庁内連携システム	申請の都度（随時）

	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
46	健康福祉部長寿介護課	条例別表第一7の項	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担の軽減に要する費用の助成に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人未満	申請等に係る者、同一世帯員	庁内連携システム	申請の都度（随時）
47	健康福祉部国民健康保険課	条例別表第一8の項	国民健康保険の被保険者に対する人間ドック等に係る受診費用の助成に関する事務に使用	住民票関係情報	1万人以上10万人未満	申請等に係る者	庁内連携システム	申請の都度（随時）



●証明書発行の流れ

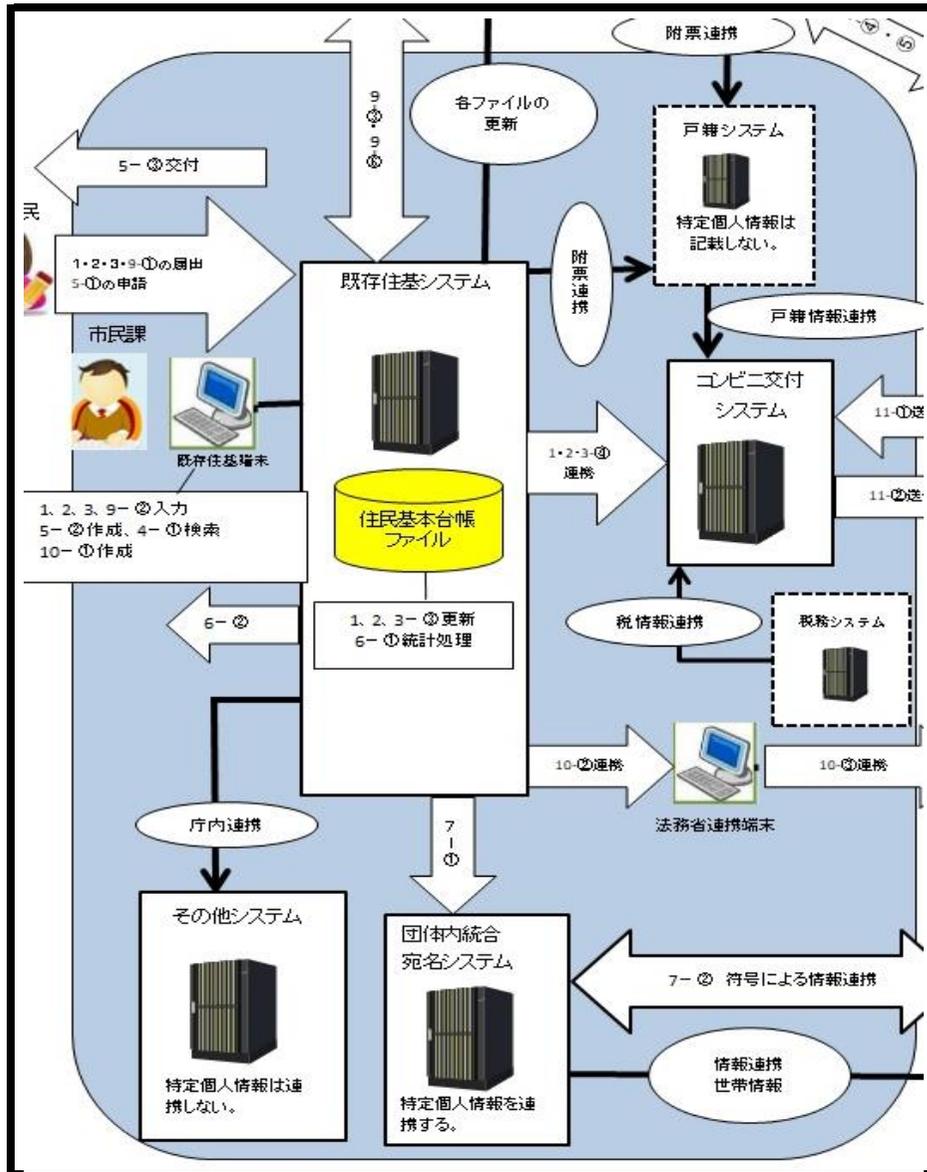
- ①住民からキオスク端末を通じて証明書交付センターに対し、証明書の発行要求を行う。
- ②証明書交付センターから証明書発行サーバに対し、証明書の発行要求を行う。
- ③証明書発行サーバからコンビニ交付サーバに対し、証明書の発行要求を行う。
- ④コンビニ交付サーバから証明書発行サーバに対し、受け取った発行要求をもとに作成した証明書をPDF形式で送信する。
- ⑤証明書発行サーバから、証明書をPDF形式で証明書交付センターに送信する。
- ⑥証明書交付センターからキオスク端末へ証明書をPDF形式で送信し、住民が証明書を出力する。



コンビニ交付システム再構築に伴う「(別添1) 事務の内容」の変更

別紙2

<変更前>



<変更後>

